

埼玉県のマスコット

『コバトン』

生 活 保 護 法

指 定 介 護 機 関 の 手 引



彩 の 国
埼 玉 県

目 次

第 1	指定介護機関の申請	1
第 2	介護扶助の内容	5
第 3	介護報酬の請求手続	12
第 4	生活保護制度の概要	15
第 5	指定介護機関に関するよくある質問	17

資 料

1	指定介護機関 指定申請書（届出書）等の記入例	22
2	介護券から施設サービス等介護給付費明細書への転記例	27
3	ケアプラン作成依頼書	30
4	被保護者異動連絡表の送付	31
5	住宅扶助基準額・級地区分	34
6	埼玉県内の福祉事務所一覧	35
7	生活保護法（抄）・生活保護法施行令（抄）・生活保護法施行規則（抄）	36
8	指定介護機関介護担当規程	50
9	生活保護法第 54 条の 2 第 5 項において準用する 同法第 52 条第 2 項の規定による介護の方針及び介護の報酬	51

【凡例】

福祉事務所	「市福祉事務所」及び「県福祉事務所」
国保連	「国民健康保険団体連合会」
要介護認定	「要介護認定」及び「要支援認定」
要介護状態等区分	「要介護状態」又は「要支援状態」
居宅介護サービス等	「居宅介護サービス」、「介護予防サービス」又は「介護予防・日常生活支援サービス」
居宅介護支援等	「居宅介護支援」、「介護予防支援」又は「介護予防・日常生活支援」
居宅介護支援事業者等	「居宅介護支援事業者」又は「地域包括支援センター」
ケアプラン	「居宅介護支援計画」、「介護予防支援計画」又は「介護予防ケアマネジメントに基づくプラン」
ケアマネージャー	「居宅介護支援専門員」又は「地域包括支援センターの保健師等」
被保護者	「現に保護を受けている者」
要保護者	「現に保護を受けている・いないにかかわらず、保護を必要とする状態にある者」

※中国残留邦人等に対する支援給付については、「介護扶助」を「介護支援給付」としてご覧ください。

第1 指定介護機関の申請

1 指定介護機関とは

生活保護の介護扶助のための介護を担当する機関は、国の開設した介護機関については厚生労働大臣の、その他の介護機関については、開設者の申請に基づき、事業所の所在地を所管する都道府県知事の指定を受けることとされています。この介護機関を「指定介護機関」といいます。

なお、生活保護法の改正により、平成26年7月1日以降に新たに介護保険の指定・許可を受けた事業所・施設は、指定申請をしなくても生活保護法指定介護機関の指定を受けたものとみなされます。ただし、この指定を受けたくない場合には、知事に「申出書」を提出します。

生活保護の介護扶助（居宅介護、（介護予防）福祉用具、（介護予防）住宅改修、施設介護、介護予防、介護予防・日常生活支援）は、現物給付（介護機関への委託）によって行うものとされております。

福祉事務所から介護機関に委託するに当たっては、知事（政令指定都市・中核市の場合は市長。以下同じ。）による介護機関の指定が必要となります。

2 指定申請方法

（1）申請の受付

随時受付します。

◎前月末までに提出された申請については、当月末に県社会福祉課において指定の受付及び告示を行います。当月途中に提出された申請については、翌月の手続きとなりますので、あらかじめ御承知ください。

◎被保護者の介護扶助費に係る国保連への請求は、「指定通知（指令書）」が届いた日以降に可能となります。

（2）申請書提出先

事業所の所在地を所管する福祉事務所（P.35 参照）

①市部は「市福祉事務所」

②町村部（郡部）は「県福祉事務所」

※ 地域密着型（介護予防）サービスは、介護保険法上の指定は市町村長が行いますが、生活保護法の指定は知事（さいたま市・川越市・越谷市・川口市は各市長）が行います。

（3）提出書類

①「指定介護機関 指定申請書」

作成に当たっては、P.22「介護機関指定申請書の記載上の留意点」を参考にしてください。

※ 介護機関の所在地がさいたま市、川越市、越谷市及び川口市の場合は、申請書の様式が異なります。申請書の様式等は各市へお問い合わせください。

(4) 指定の通知

県社会福祉課から開設者あて（事業所宛での送付ではないので御留意ください）に指定通知（指令書）を郵送するとともに、埼玉県報に告示します。

(5) 留意事項

①介護老人福祉施設等のみなし指定

老人福祉法に規定する特別養護老人ホームは、介護保険法の介護老人福祉施設又は地域密着型介護老人福祉施設の指定があったときに、生活保護法の指定介護機関の指定を受けたものとみなされます。これを「みなし指定」といいます。したがって、介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設については、指定介護機関の指定申請は不要です。

ただし、これらの施設に併設して行われる居宅サービス等については、別途指定申請が必要となります。

②介護保険法でみなし指定されたサービスの指定申請

介護保険法では、健康保険法の指定を受けた保険医療機関、保険薬局や介護保険法の指定を受けた介護老人保健施設、介護医療院については、居宅サービス等の一部がみなし指定となります。

生活保護法では、介護保険法でのみなし指定が平成26年7月1日以降であれば、指定申請をしなくても生活保護法指定介護機関の指定を受けたものとみなされます。

③地域密着型（介護予防）サービス（地域包括支援センター含む）

介護保険法上の指定は市町村長が行いますが、生活保護法の指定は知事が行います。

④介護保険法における指定更新制度との関係

介護保険法では6年ごとに更新申請が必要となりますが、生活保護法においては、更新制度はありません。

しかしながら、介護保険法に基づく指定が更新されなかった場合には、生活保護法において、指定基準を満たさないこととなりますので、生活保護法による指定の効力も失われることになります。

3 指定介護機関となった場合

(1) 介護報酬の支払

介護保険と同様に、埼玉県国民健康保険団体連合会を通して介護報酬の支払いを一括して受けられます。

(2) 指定の効力

指定介護機関の効力は全国に及びます（地域密着型も同様*です）。

※ 生活保護法の指定の効力は全国に及びますが、指定介護機関への委託は、介護保険において保険給付の対象となる場合に限られます（原則として地域密着型サービスは、他市町村の被保険者は当該サービスを利用することはできません）。

被保険者以外の者（介護扶助 10 割の者）についても、介護扶助は介護保険相当のサービスを行うものであることから、介護保険被保険者と同様に取り扱います。

（３）提供義務

福祉事務所から要介護者の介護の委託を受けたときは、当該要介護者に対する介護サービスの提供を正当な事由がなく拒むことはできません。

４ 指定介護機関の指定基準

生活保護法の指定介護機関は、次の（１）から（５）の要件を満たす場合に知事が指定します。

（１）介護保険法の指定（許可）を受けていること

※ 基準該当事業者は介護保険法の指定を受けていないことから、指定は認められません。
このため、個人の医療機関が介護サービスを行う場合を除き、事業者は法人であることが必要となります。

（２）介護扶助のための介護について理解を有していると認められること

（３）「指定介護機関介護担当規程」（平成 12 年 3 月 31 日厚生省告示第 191 号）及び「生活保護法第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 52 条第 2 項の規定による介護の方針及び介護の報酬」（平成 12 年 4 月 19 日厚生省告示第 214 号）に従って、適切に介護サービスを提供できると認められること

※ 食事及び居住費（滞在費）の負担限度額は「利用者負担第 1 段階」が適用されます。介護保険法で規定する基準費用額を超える提供はできません。
また、特定入所者介護サービス費が事業者に支給されている場合は、負担限度額を超えた額の請求はできません。

※ 施設介護サービスの場合、ユニット型個室・ユニット型個室的多床室・従来型個室は、負担限度額が発生する場合には、原則として利用を認められません。

（４）生活保護法による指定取消しを受けた介護機関にあっては、取消しの日から 5 年以上経過していること

※ 生活保護法による指定取消しと同じ事由により介護保険による指定（許可）が取り消された場合であって、当該事由が解消されたとして再度介護保険法による指定（許可）がなされた時は、5 年以上経過していなくても指定できます。

（５）特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護については、入居に係る利用料が住宅扶助により入居できる額であること

※ 生活保護法指定介護機関の指定対象となる家賃相当の利用料は、原則、住宅扶助基準額を適用しています。

※ ただし、被保護者の入所に際して、福祉事務所が真にやむを得ないと認めるものについては、特別基準額（住宅扶助基準額の 1.3 倍額）の範囲内で入居可能な場合に適用します。

5 申請手続の案内

埼玉県ホームページにおいて、次の内容を掲載しておりますので、御活用ください。

埼玉県ホームページのアドレス [<http://www.pref.saitama.lg.jp/>]

⇒ 健康・福祉 ⇒ 生活福祉 ⇒ 生活保護 ⇒ 介護扶助

⇒ 生活保護法指定介護機関

[<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0602/kaigohujyo/910-20091209-116.html>]

①申請書・各届出書等のダウンロード

②届出事項

③届出先の福祉事務所一覧

6 指定を受けた後の届出事項

令和8年4月1日以降、生活保護法の改正により、名称等の変更又は廃止・休止・再開については、介護保険法上の届出があれば、生活保護法でも同一の事由に基づく届出があったものとみなされることになりました。

指定介護機関となった後は、生活保護法施行規則第14条第4項に規定する処分を受けたときは「処分届出書」を、生活保護法による指定を辞退しようとするときは「辞退届出書」を、事業所の所在地を所管する福祉事務所に提出してください。

(1) 生活保護法施行規則第14条第4項に規定する処分を受けたとき

処分の日を受けた日から10日以内に届け出てください。

(2) 生活保護法による指定を辞退しようとするとき

辞退を希望する日から30日以上予告期間を設けて届け出てください。

第2 介護扶助の内容

1 介護扶助の対象者及び負担割合

生活保護受給者のうち、介護保険制度の審査判定で要介護状態又は要支援状態と認定された者及び基本チェックリストに該当する者が介護扶助の対象となります。

介護保険の被保険者であるか又は被保険者でないかで次のとおり3つに区分されます。

なお、介護保険の被保険者の場合は、介護保険の給付が行われます。このため、生活保護の補足性の原理により、介護保険給付が優先し、介護保険給付の行われない自己負担相当額のみが介護扶助の対象となります。

また、介護保険の被保険者以外の者の場合は、障害者施策等の他法・他施策による給付を優先して活用し、不足分や活用できない等の場合が介護扶助の対象となります。

《介護サービス費の介護扶助負担割合》

【第1号被保険者】 市町村の区域内に住所を有する <u>65歳以上の者</u> (生活保護受給者でも被保険者となります)	介護保険 90% (9割)	介護扶助 10% (1割)
【第2号被保険者】 市町村の区域内に住所を有する 40歳以上 65歳未満の <u>医療保険(社会保険)加入者</u> ※で、加齢に伴う特定疾病により要介護(要支援)状態の者	介護保険 90% (9割)	介護扶助 10% (1割)
【被保険者以外の者】 市町村の区域内に住所を有する 40歳以上 65歳未満の <u>医療保険未加入者</u> ※で、加齢に伴う特定疾病により要介護(要支援)状態の者	介護扶助 100% (10割)	

※ 国民健康保険に加入していた場合は、生活保護受給者になることにより、国民健康保険の被保険者から除かれる【国民健康保険法第6条】ため被保険者以外の者となります。

2 介護扶助の範囲

介護保険の給付対象となる介護サービスと原則的には同範囲です。

【要介護状態の者に対する給付】	
①	居宅介護（要介護状態の者に対する訪問・通所サービス等、地域密着型サービス含む）
②	福祉用具の購入（入浴や排泄に用いる福祉用具等）
③	住宅改修（手すりの取付け等）
④	施設介護（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院）
【要支援状態の者に対する給付】	
⑤	介護予防（要支援状態の者に対する訪問・通所サービス等、地域密着型サービス含む）
⑥	介護予防福祉用具の購入（要介護状態の者と同範囲）
⑦	介護予防住宅改修（要介護状態の者と同範囲）
【要支援状態の者及び基本チェックリスト該当者に対する給付】	
⑧	介護予防・生活支援サービス（訪問型・通所型サービス）
【要介護状態・要支援状態の者及び基本チェックリスト該当者に対する給付】	
⑨	移送（施設への入退所などの保険給付に含まれない最小限度の実費）

3 介護扶助の方法

介護扶助は、現物給付（介護機関への委託）によって行います。この給付は、介護券を指定介護機関に発行することにより行います。

なお、福祉用具購入（介護予防福祉用具購入）、住宅改修（介護予防住宅改修）及び移送費等については、原則、金銭給付（被保護者に対して交付）によって行います。

また、介護予防・生活支援サービスについては、指定事業者から提供される場合は現物給付、指定事業者以外から提供される場合は金銭給付によって行います。

現物給付により行う介護扶助に係る費用の支払については、国民健康保険団体連合会（国保連）に委託しています。	
このため、介護扶助費の指定介護機関への支払は、一部の例外を除き、国保連が行います。	
なお、介護券の「本人支払額」欄に金額の記載がある場合は、その額を被保護者本人から徴収してください。	
◎介護保険の被保険者 （介護扶助 1 割給付の者）	
介護サービス費の 1 割相当（自己負担部分）、施設入所の食費の負担限度額相当分	
◎被保険者以外の者である被保護者 （介護扶助 10 割給付の者）	
介護サービス費の全額、施設入所の食費の基準費用額相当分、施設入所（原則として多床室のみ）の居住費の基準費用額相当分	

4 介護方針及び介護報酬

介護保険の介護の方針及び介護の報酬の例によることとされています。

ただし、生活保護の規定として、次の規定が定められております。

「生活保護法第 54 条の 2 第 5 項において準用する同法第 52 条第 2 項の規定による介護の方針及び介護の報酬」(P. 51 参照)

概要は次のとおりです。

①食事及び居住費（滞在費）の負担限度額

生活保護受給者は <u>利用者負担第 1 段階が適用</u> されますので、確認の上、請求してください。
--

②食費・居住費（滞在費）の取扱

介護保険法で規定する基準費用額を超える提供はできません。

特定入所者介護サービス費が事業者に支給されている場合は、負担限度額を超えた額の請求はできません。
--

③個室の取扱（施設入所に限る）

ユニット型個室・ユニット型個室的多床室・従来型個室は、負担額が発生する場合には <u>原則として利用を認めていません</u> 。
--

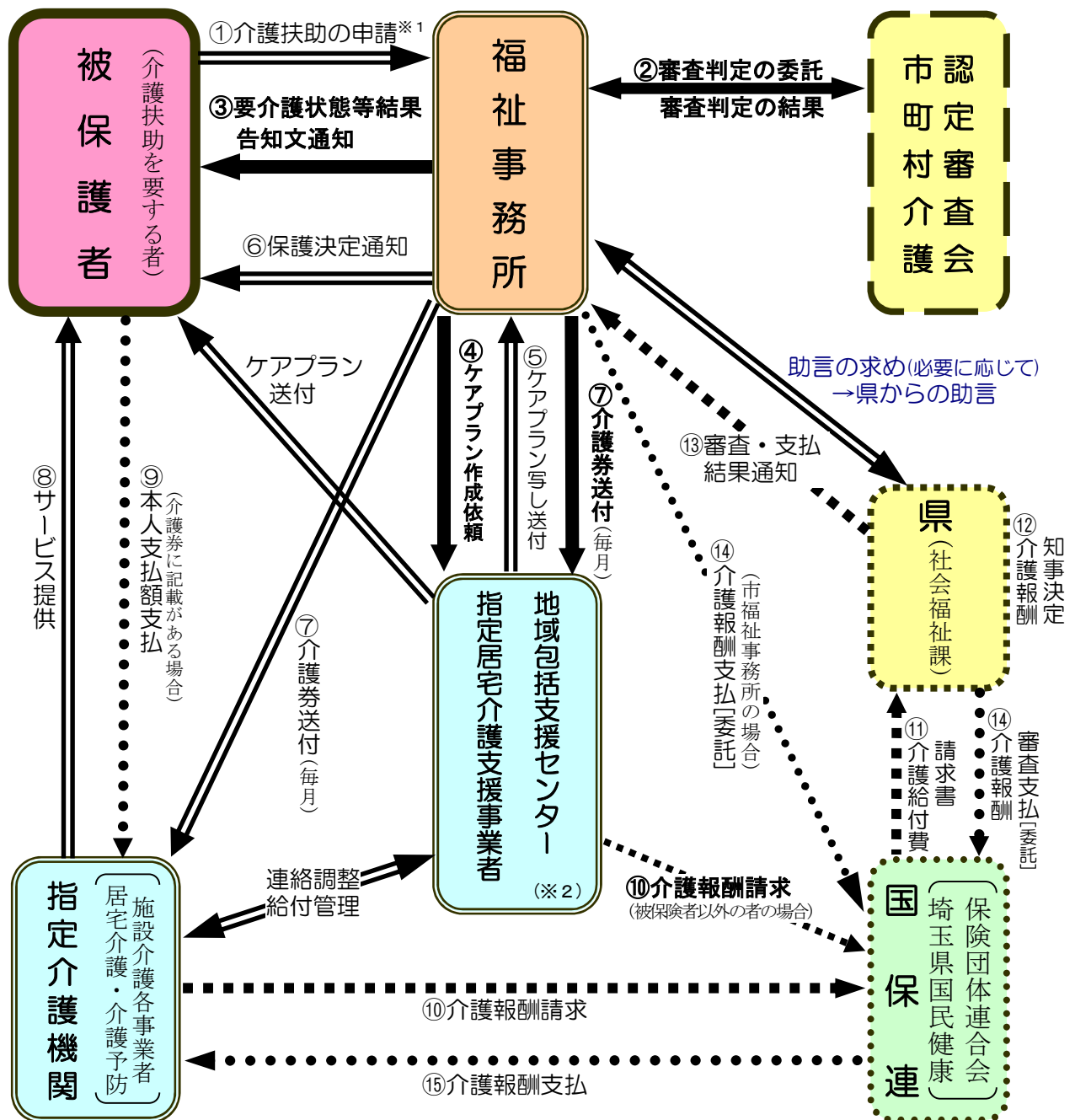
ただし、既入所者が要保護状態になった場合等で、福祉事務所が例外的に入所を認める場合は、事務所から負担限度額相当分を支払います。

従来型個室のうち特別の居室等は、「特別の居室」等であることによる追加費用が発生しない場合には、従来型個室と同じ扱いにします。
--

※ ショートステイの場合には負担限度額を被保護者が自己負担する場合には滞在を認めています。

5 介護扶助の実施方式

介護扶助は、次のフロー図等において示された手続きが行われます。なお、総合事業による介護予防・日常生活支援サービス事業の実施方法は各市町村により異なるため、事務処理の流れは各市町村に確認してください。



1	被保険者（介護扶助1割）については、介護保険における要介護認定、ケアプラン作成の手続きが行われていることを前提としています。
2	施設サービスの場合、指定居宅介護支援事業者・地域包括支援センターに係る手続きは対象外です。
3	②③④⑦は、被保険者以外の者（介護扶助10割給付の者）のみに係る手続きです。 （被保険者は介護保険で手続きを行うため不要）

6 介護扶助の申請

介護扶助は被保護者（要保護者）からの申請に基づき決定されます。

したがって、介護扶助を受けようとする者は、介護保険の被保険者であっても、所管の福祉事務所に介護扶助の申請をしなければなりません。

また、介護サービス種類の追加や削除等の場合にも、所管の福祉事務所に介護扶助の変更申請をしなければなりません。

7 ケアプランの作成

介護扶助による居宅介護・介護予防の範囲は、居宅介護支援事業者又は地域包括支援センターが作成したケアプラン（居宅介護支援計画・介護予防支援計画）に基づき行うものに限られます。

このため、介護扶助を開始及び変更（介護サービス種類の追加や削除等を含む）するに当たってはケアプランが作成されていることが条件となり、福祉事務所では作成したケアプランの写しが必要となります。

なお、居宅介護支援事業者におかれましては、ケアプランの作成に当たっては、必ず区分支給限度額の範囲内で作成するようにお願いします。区分支給限度額を超えるサービスは、被保護者本人の希望であっても、介護扶助の対象とはなりません。

介護保険の被保険者（介護扶助 1 割給付の者）

介護扶助の申請は、被保護者（要保護者）が「ケアプランの写し」を添付して行うことが原則となっています。

しかしながら、要保護者からの提出を待っていては、保護の迅速かつ的確な決定に支障が生じるおそれがある場合には、本人の同意を得た上で、福祉事務所が指定居宅介護支援事業者等から直接交付を求める手続を行います。

この手続については、(P. 31「被保護者異動連絡表の送付」)を参照してください。

被保険者以外の者（介護扶助 10 割給付の者）

ケアプランの作成は、福祉事務所が指定介護機関への介護扶助の委託として行いますので、福祉事務所からの依頼（P. 30「ケアプラン作成依頼書の例」）に基づき、作成したケアプランの写しを福祉事務所に提出していただきます。

8 介護券

福祉事務所では、要介護認定結果及びケアプラン[居宅介護・介護予防の場合]に基づき、被保護者(要保護者)から申請された日以降に介護扶助の給付を決定します。

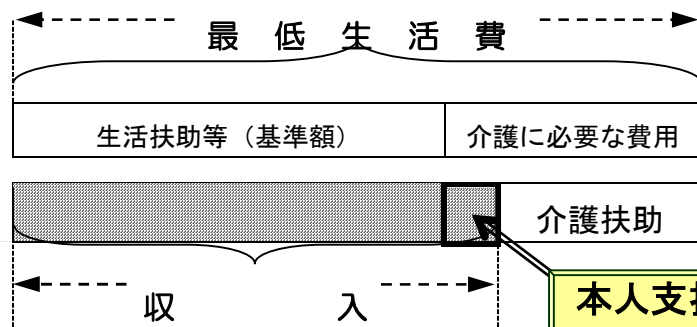
介護扶助を決定した場合には、(介護予防)福祉用具の購入、(介護予防)住宅改修及び移送を除いて、その都度、暦月を単位として「介護券」を指定介護機関に対して直接送付します。

介護券は、福祉事務所が介護扶助の委託を決定した証明であり、介護扶助の対象者名、有効期間、本人支払額等が記載されています。

下記の点に留意の上、介護券を取り扱っていただくようお願いします。

① 介護給付費明細書の作成の際は、介護券で必要事項を確認の上、作成してください。

② 「本人支払額」欄に金額の記載がある場合は、その額を被保護者本人から徴収してください(P. 27「介護券から施設サービス等介護給付費明細書への転記例」参照)。



生活扶助等の基準額よりも収入認定額が多いため、その部分が介護に必要な費用に充当されます。この額を「本人支払額」といいます。医療費がある場合でも、介護費が優先して充当されます。

③ 福祉事務所が実施する介護給付費公費受給者別一覧表（国保連において、審査支払済みの介護給付費明細書等の内容を公費ごと、受給者ごとに一覧表にしたもの）の点検に際して、指定介護機関に介護券の確認等の照会を行うことがあります。

福祉事務所の過誤申立等の消滅時効が5年であることから、請求後5年間は介護券を保管するようお願いします。その後は、指定介護機関において処分をしてください（個人情報が含まれるため、焼却処分又はシュレッダーによる処分をお願いします。）。

④ 県福祉事務所が発行している生活保護の介護券(P. 28「連名介護券」参照)は、最大5人記載の連名様式です。記載されている被保護者が、利用していない場合には、発行した県福祉事務所まで御連絡ください。

9 県による指定介護機関個別指導

指定介護機関に県（社会福祉課等）の職員が出向いて、被保護者に対する適切な処遇の確保や福祉事務所と指定介護機関相互の協力体制の確保を目的として、面接懇談方式により指導します。

当日は、被保護者の介護サービスの給付状況等について、介護記録その他の帳簿書類等を閲覧したり、施設を見学したりしながら進めます。

なお、実施に当たっては事前に日時等を調整の上、文書で通知しますので、御協力をお願いします。

第3 介護報酬の請求手続

福祉事務所が被保護者に対して介護扶助を決定した場合には、その都度、暦月を単位として「介護券」を指定介護機関に対して直接送付します。

介護券に基づいて、介護給付費明細書に請求内容を記載して、翌月10日までに国保連に提出してください。

食費・居住費(滞在費)については、最小限度の介護サービスとして、自己負担部分の一部を生活保護の介護扶助から給付します(「4 食費及び居住費(滞在費)の取扱」参照)。この費用についても、福祉事務所から直接支払う費用を除き、国保連から支払われます。

1 介護報酬請求書等の様式

介護保険と同様の様式(介護給付費明細書)を使用してください。

「介護券」(P.28 参照)から「施設サービス等介護給付費明細書(介護福祉施設サービス)」への転記例については、転記例(P.27 参照)を御覧ください。

ただし、食費・居住費(滞在費)の一部で、福祉事務所から直接支払するものについては、福祉事務所から送付された請求書を使用してください。

2 介護報酬の請求先

介護報酬の請求先は、介護保険と同様に、事業所・施設の所在地の国保連です。

また、介護報酬の支払われる時期及び方法等も介護保険と同様です。

ただし、次のものについては、**直接、福祉事務所に請求**してください。

介護保険の被保険者 (生活保護の介護扶助1割給付の者) ◎福祉事務所が多床室以外の利用を例外的に認めた場合の居住費(負担限度額)
被保険者以外の者 (生活保護の介護扶助10割給付の者) ◎福祉事務所が多床室以外の利用を例外的に認めた場合の居住費 ◎ショートステイに滞在した場合の特定入所者介護サービス費相当分の食費及び滞在費
※ 請求時期は、国保連と同様にお願いします。
※ 円滑な支払のため、請求書には国保連に提出した明細書を添付してください。

3 介護給付費明細書の作成上の注意

介護給付費明細書の作成は、概ね介護保険と同様ですが、次の点に注意してください。

◎介護報酬は介護券に記載されている「有効期間」内の介護サービス分のみを公費分(生活保護の対象)として請求してください。
◎介護給付費明細書の作成の際は、介護券で必要事項を確認の上、作成してください。
◎「 本人支払額 」欄に金額が記載されている場合は、その額を 本人に請求 してください。 介護給付費明細書には、本人支払額を利用者負担額として記載してください。
介護保険の被保険者 (生活保護の介護扶助1割給付の者) 介護サービス費の利用者負担額は15,000円までとなります。 15,000円を超えている額は、施設サービスの食費・居住費となります。
被保険者以外の者 (生活保護の介護扶助10割給付の者) 介護サービス費の利用者負担は介護券に記載されている金額となります。

4 生活保護制度における食費及び居住費（滞在費）の取扱

概要については、P. 14 の表を御覧ください。

施設介護サービスとショートステイとは、取扱いが異なりますので御留意ください。

(1) 施設介護サービス（特養・地域密着型特養・老健・介護医療院）

介護保険の被保険者 （介護扶助1割給付の者） 負担限度額の範囲内の額を介護扶助で給付します。
◎食費は、1日当たり300円以内（負担限度額）です。
◎居住費は、負担限度額相当の金額の範囲内です。 ※個室等については、原則として利用は認めていません。 ただし、福祉事務所が <u>多床室以外</u> の利用を例外的に認めた場合の費用は、 <u>福祉事務所に直接請求</u> してください。
被保険者以外の者 （介護扶助10割給付の者） 特定入所者介護サービス費相当と、負担限度額の合計を介護扶助で給付します。
◎食費は、1日当たり1,545円以内（基準費用額）です。
◎居住費は、1日当たり特養・地域密着型特養は915円以内、老健・介護医療院は437円以内（いずれについても多床室の場合：基準費用額）です。 ※個室等については、被保険者と同様に、原則として利用は認めていません。 ただし、福祉事務所が <u>多床室以外</u> の利用を例外的に認めた場合の費用は、 <u>福祉事務所に直接請求</u> してください。

(2) ショートステイ（（介護予防）短期入所生活介護・（介護予防）短期入所療養介護）

介護保険の被保険者 （介護扶助1割給付の者） 介護扶助による給付はありません。
◎食費の負担限度額は、本人支払です（利用者の自己負担となります）。
◎滞在費の個室等の負担限度額は、本人支払です（利用者の自己負担となります）。
被保険者以外の者 （介護扶助10割給付の者） 特定入所者介護(支援)サービス費[補足給付]に相当する部分を介護扶助で給付します。
◎食費は、1日当たり1,245円以内（特定入所者介護サービス費相当分）です。 この費用は、 <u>福祉事務所に直接請求</u> してください。 ※負担限度額は、本人支払です（利用者の自己負担となります）。
◎滞在費は、特定入所者介護サービス費相当の金額の範囲内です。 この費用は、 <u>福祉事務所に直接請求</u> してください。 ※負担限度額は、本人支払です（利用者の自己負担となります）。

(3) 個室の取扱（施設サービスの場合）

ユニット型個室、ユニット型個室的多床室、「特別の居室」等以外の従来型個室の場合は、負担限度額相当の居住費が発生する場合には、原則として利用は認めていません。

ただし、施設に入所中の者が、次に該当する場合には、例外的に入所を認めることとし、転所までの間、居住費の負担限度額までの金額を福祉事務所払いで給付します

◎既に介護保険施設に入所し、個室等（特別な居室を除く。）を利用している者が、被保護者になった場合

◎被保護者が入所中の介護保険施設の居室が、個室等に改築・改修された場合

なお、従来型個室のうち特別の居室等は、「特別の居室」等であることによる追加費用が発生しない場合には、従来型個室と同じ扱いにします。

生活保護制度における食費・居住費（滞在費）の取扱【令和8年8月～】

（ここに掲載されている、負担限度額及び基準費用額を超える支払を受けることはできません。）

1 介護保険の被保険者（生活保護の介護扶助1割給付の者）

（特定入所者介護サービス費〔補足給付〕は、介護保険の保険者から支払います。）

項 目	区 分	基準費用額 (事業者が請求 できる上限額)	負担限度額 相当 (利用者負担額 に相当)	特定入所者 介護サービス 費 (介護保険から の補足給付)	生活保護制度での対応						
					施設サービス			ショートステイ			
					介護扶助の 対象部分	生保負担上限額 A	介護扶助費 の支払方法	介護扶助での 給付項目	生保負担 上限額	介護扶助費 の支払方法	
食 費		1,545	300	1,245	負担限度額	300		国保連	なし ◎食費・居 住費とも、 負担限度額 は利用者自 身が負担す る。		
居住費 (滞在費)	多床室（特養）	915	0	915	なし	0					
	多床室（老健・医療院） （室料を徴収する場合）	697	0	697							
	多床室（老健・医療院等） （室料を徴収する場合）	437	0	437							
	従来型個室（特養）	1,231	380	851	なし。	（例 外的 対応 の 場 合 ）	380	事務所直接 払い (国保連を通 さない)			
	従来型個室（老健・医療院等）	1,728	550	1,178	ただし、 <u>例外 的対応※2</u> の場 合は、負担限 度額を給付す る。		550				
	ユニット型個室的多床室	1,728	550	1,178	550						
ユニット型個室	2,066	880	1,186	880							

2 介護保険の被保険者以外の者（生活保護の介護扶助10割給付の者）

（特定入所者介護サービス費〔補足給付〕は、介護扶助費として支払います。施設の場合、負担限度額相当分と併せて支払います。）

項 目	区 分	基準費用額 (事業者が請求 できる上限額) A + B	負担限度額 相当 (利用者負担額 に相当) A	特定入所者 介護サービス費 相当 (介護保険から の補足給付) B	生活保護制度での対応						
					施設サービス			ショートステイ			
					介護扶助の 対象部分	生保負担上限額 A+B	介護扶助費 の支払方法	介護扶助での 給付項目	生保負担上限額 B	介護扶助費 の支払方法	
食 費		1,545	300	1,245	基準費用額	1,545		国保連		1,245	事務所直接 払い (国保連を通 さない)
居住費 (滞在費)	多床室（特養）	915	0	915	基準費用額	915		国保連	特定入所者 介護サービ ス費相当額	915	
	多床室（老健・療養）	697	0	697		697				697	
	多床室（老健・療養型）	437	0	437		437				437	
	従来型個室（特養）	1,231	380	851	①負担限度額相当 が生じない場合→ 特定入所者介護 サービス費相当額	左記① B 851	左記② A+B 1,231	◎食費・居 住費とも負 担限度額相 当分は利用 者自身が負 担する。 (国保連を通 さない)	851		
	従来型個室（老健・療養型）	1,728	550	1,178		1,178 1,728			1,178		
	ユニット型個室的多床室	1,728	550	1,178	②例外的対応※2 の場合→基準費用 額	1,178 1,728			1,178		
	ユニット型個室	2,066	880	1,186		1,186 2,066			1,186		

※2 例外的対応

ユニット型個室・ユニット型個室的多床室・従来型個室の利用は、利用者負担（負担限度額）が生じる場合は認められないが、既入所者が要保護状態になった場合等で、福祉事務所が例外的に入所を認めて差し支えないこととされている。なお、被保険者の場合は福祉事務所から負担限度額相当額を支払い、被保険者以外の場合は福祉事務所から基準費用額相当額を支払う。

第4 生活保護制度の概要

1 生活保護の基本原則及び制度の原則

日本国憲法では、国民に基本的人権の一つとして生存権を保障しており、憲法第25条において、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と規定しています。

生活保護制度は、憲法によって保障される生存権を具現化する制度として、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長しようとするもので、国民の「最低限度の生活」を保障する最後のよりどころとしての役割を果たしています。

保護の決定と実施に関する事務は、埼玉県では、県及び各市が設置する福祉事務所でを行っています。

なお、政令市であるさいたま市及び中核市である川越市・越谷市・川口市については、各市が独自で保護の決定と実施に関する事務を行っています。このため、申請書等の取扱いを含めた手続きについては、さいたま市・川越市・越谷市・川口市に御確認ください。

(1) 生活保護制度の基本原則

国家責任による最低生活保障の原理 (生活保護法第1条)	生活に困窮するすべての国民の保護を、国がその直接の責任において実施します。
無差別平等の原理 (生活保護法第2条)	この法律の定める要件を満たす限り、すべての国民がこの法律による保護を受けることができます。
健康で文化的な最低生活保障の原理 (生活保護法第3条)	健康で文化的な最低限度の生活水準の維持を保障します。
保護の補足性の原理 (生活保護法第4条)	生活に困窮する者がその利用し得る資産、能力等を活用し、また、他の制度による給付を受けてもなお満たされない部分について必要な保護を行います。

(2) 生活保護制度の原則

申請保護の原則 (生活保護法第7条)	保護は、保護を必要とする者（要保護者）、その民法上の扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基づいて開始します。
基準及び程度の原則 (生活保護法第8条)	厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度で行われます。
必要即応の原則 (生活保護法第9条)	要保護者の年齢、健康状態等の事情を考慮し、個々の要保護者の実情に即した有効適切な保護を行います。
世帯単位の原則 (生活保護法第10条)	保護は、世帯単位で保護の可否や程度を判定して実施します。

2 生活保護の種類と方法

次の8種類です。

種 類	内 容	方 法
生活扶助	衣食その他日常生活に必要な費用	金銭給付
教育扶助	義務教育に必要な学用品、教材費等の費用	金銭給付
住宅扶助	家賃、地代、住宅補修等に必要な費用	金銭給付
医療扶助	医療に必要な費用（国民健康保険の例による）	現物給付
介護扶助	介護に必要な費用 （介護保険の例による）	現物給付
出産扶助	出産に必要な費用	金銭給付
生業扶助	生業や技能修得に必要な費用	金銭給付
葬祭扶助	葬祭に必要な費用	金銭給付

※ 医療扶助及び介護扶助は、被保護者の医療及び介護を指定機関に委託して行う現物給付（サービスそのものの給付）を原則としています。

その他の扶助は、金銭給付を原則としています。

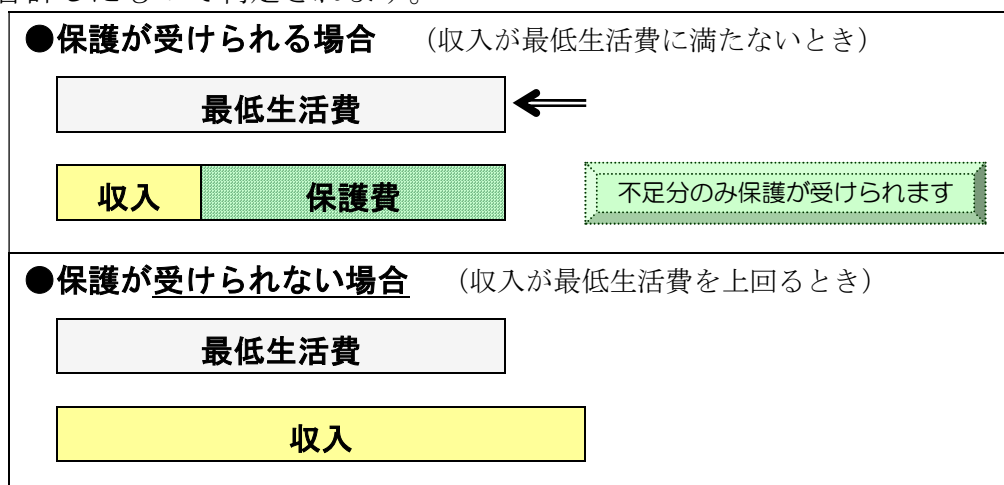
なお、本人に年金等の収入がある場合には、保護の補足性の原理から、医療費・介護費の一部を「本人支払額」として、被保護者本人が負担することがあります。

3 生活保護の要否

保護は原則として、世帯（くらしをともにしている家族）を単位として、その世帯の最低生活費の額と世帯全員の収入額を比較し、不足する場合に保護が決定され、その不足する額が保護費として支給されるしくみになっています。

その世帯の人数、年齢、健康状態、住んでいる地域などをもとに、国で決めた基準（生活保護法による保護の基準）により計算された1か月分の生活費で、月によって変わる場合があります。

働いて得た収入、年金・手当など他の法律等により支給される金銭、親や兄弟姉妹などからの仕送り援助、資産を貸したり売ったりして得た収入など、世帯員全員の収入を合計したもので判定されます。



第5 指定介護機関に関するよくある質問

「第1 指定介護機関の指定申請」に関するよくある質問

1	介護保険法の指定を受けていますが、改めて生活保護法の申請が必要ですか？	被保護者に介護サービスを提供する場合は、生活保護法による介護機関の指定申請が必要となります。 ただし、平成26年7月1日以降に介護保険法の指定を受けた事業所については、生活保護法の指定もみなしで行われるため、申請は不要です。
2	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）及び地域密着型介護老人福祉施設についても、生活保護法の申請は必要ですか？	介護保険の指定があった場合に生活保護の指定があったとみなされるため、申請は不要です。 ただし、（地域密着型）介護老人福祉施設であっても、併設する介護サービス（短期入所生活介護など）があり、平成26年7月1日より前に介護保険法の指定を受けている場合には、当該サービスについて、指定申請が必要となります。
3	医療機関なので、介護保険法では「みなし指定」となるはずですが、改めて生活保護法の申請は必要ですか？	平成26年7月1日より前にみなし指定を受けた医療機関については、生活保護法では「みなし指定」の適用はありません。このため、指定申請が必要となります。 平成26年7月1日以降に介護保険法のみなし指定を受けた医療機関については、生活保護法の指定もみなしで行われるため、申請は不要です。
4	介護保険法では6年ごとに更新申請が必要ですが、生活保護法でも同様に更新申請が必要ですか？	生活保護法では更新制度はありません。 しかしながら、介護保険法に基づく指定が更新されない場合には、指定基準を満たさないことになることから、みなし指定ではない介護機関の生活保護法による指定については、廃止届を提出してもらうことになります。
5	指定申請書の提出先はどこですか？	事業所の所在地を管轄する福祉事務所に提出してください。 指定の事務は県社会福祉課が行いますが、介護事業者を指定するに当たって、所在地の福祉事務所に意見を聞いています。また、認知症対応型共同生活介護などの介護サービスの場合には、入居に係る利用料が住宅扶助により入居できる額の基準内であるかを確認しています。 このため、事務の効率化などの観点から、条例により所在地の福祉事務所で書類を受理することとしています。
6	事業所所在地がさいたま市・川越市・越谷市・川口市にあります。知事が指定を行うのですか？	さいたま市は政令指定都市であり、川越市・越谷市・川口市は中核市であることから、それぞれの市長が指定を行いますので、各市に申請を行ってください。 市町村が独自で実施する地域密着型サービスについても、生活保護法による指定は知事（さいたま市・川越市・越谷市・川口市は各市長）が行います。 〔※県とは申請書の様式が異なりますので、御留意ください。〕

7 指定申請はいつ行えばよいのですか？ また、指定手続の流れはどうなっていますか？	受付は随時行っています。前月末までに提出された申請について、当月末に指定手続を行います。 前月末まで ・福祉事務所に 申請書提出 当月末 ・県が指定・告示 ・県から申請者へ指定通知（指令書送付） ➡ ・国保連へ介護報酬請求可能
8 指定申請が遅くなりました。この場合、生活保護による指定日を遡ることはできますか？	可能です。生活保護法による指定を希望する日を、申請書の所定の欄にご記入ください。
9 生活保護法による指定通知（指令書）が届いていないのですが、被保護者に介護サービスを提供していいですか？	介護保険法の指定があれば、申請日から介護サービスを提供することができます。 なお、国保連への請求については、県社会福祉課から指定通知（指令書）が届いてから請求が可能となります。
10 生活保護法による指定通知（指令書）はいつ、どこに届くのですか？	指定の手続が完了した当月末に、県社会福祉課から開設者宛てに指定通知（指令書）を郵送します。
11 事業所の開設者も所在地も同じなので、介護保険事業者番号が異なる場合でも、一枚の申請書で指定申請をしていいですか？	介護保険事業者番号が異なる場合は、別事業所扱いとなりますので、介護保険事業所番号ごとに指定申請が必要となります。
12 訪問介護については、生活保護法の指定を受けていました。この度、通所介護を開設します。次の場合、どのような申請が必要ですか？ ①サービス毎に介護事業者番号が別番号になる。 ②介護事業者番号が同じになる。	①②のいずれの場合にも、<u>新規の指定申請</u>が必要となります。ただし、平成 26 年 7 月 1 日以降に介護保険法の指定を受けた介護サービスについては、生活保護法の指定もみなしで行われるため、申請は不要です。
13 申請書類は所定の様式で提出しなければならないのでしょうか？また、申請書類はどこで入手できますか？	必要事項を確認する必要があるため、所定の様式で提出してください。 申請書類は各福祉事務所で入手できます。また、埼玉県ホームページにも掲載されています。 アドレス： https://www.pref.saitama.lg.jp/a0602/kaigohujyo/index.html
14 食費・居住費（滞在費）の基準はありますか？	生活保護受給者は「利用者負担第一段階」が適用されますので、介護保険法で規定する基準費用額を超えることはできません。
15 介護事業所の居室の種類がユニット型個室しかありません。この場合、生活保護の指定を受けることはできますか？	生活保護の指定を受けることはできます。 ただし、被保護者は原則として多床室を利用することとなっていることから、被保護者の利用にあたっては条件があります。施設サービスは、ユニット型個室利用に係る負担額が発生しない場合など限定的に利用を認めています。また、ショートステイは、利用者負担第 1 段階の負担限度額を被保護者が負担する場合に滞在を認めています。

16	認知症対応型共同生活介護などの入居系サービスを提供する場合の家賃相当の入居利用料の基準はありますか？	被保護者の家賃相当の入居利用料については、最低限度の生活を保障という観点で、生活保護の住宅扶助の基準額を上限としています。
17	指定を受けた後の届出事項について教えてください。	生活保護法等の改正により、令和8年4月1日以降、変更や廃止等の事由について、介護保険法による届出を行った場合は生活保護法による届出も行ったとみなされることになりました。 よって、届出が必要な場合は以下に限定されます。 ①生活保護法施行規則第14条第4項に規定する処分を受けたとき 処分を受けてから10日以内に「処分届」により届け出てください。 ②生活保護法による指定を辞退しようとするとき 「辞退届」により届け出てください。30日以上予告期間を設ける必要があるため、辞退年月日には、届出日から30日以上経過した日を記載してください。

「第2 介護扶助の内容」に関するよくある質問

1	被保護者の場合、介護保険との給付との違いはありますか？	被保護者が受けられる介護サービスは、介護保険の対象となる介護サービスと原則的には同範囲です。 ただし、移送費や個室の利用に関しては一部違いがあります。 移送費については個別具体的な事情により支給の可否が検討されるため、対象者が生活を受給している福祉事務所に御相談ください。 個室の利用については、P14「4 生活保護制度における食費及び居住費（滞在費）の取扱」のうち「（3）個室の扱い（施設サービスの場合）」を参照してください。
2	被保護者から介護サービス利用の申し出がありました。この場合、福祉事務所に連絡する必要はありますか？	被保護者本人が福祉事務所に対して、介護サービス利用についての介護扶助の申請を行うことになります。 （※被保護者本人が福祉事務所に申請が出来ない場合には、 居宅介護支援事業者等から連絡することも可能です。） 福祉事務所では、介護扶助の申請に基づいて、介護扶助の給付を決定し、介護券を発行します。
3	居宅介護支援事業者ですが、被保護者から生活保護の指定を受けていない居宅介護事業者を利用したい旨の申し出がありました。この場合、介護サービスを提供できますか？	生活保護法の指定となっていない介護機関は、国保連による介護報酬の支払ができません。この場合は、介護事業者を変更するか、要件を満たしているならば当該介護事業者指定を受ける必要があります。 なお、介護保険の被保険者である被保護者が既に選択していた居宅介護支援事業者などが非指定介護機関であったときは、一部の場合を除き、居宅介護支援事業者などを変更する必要はありません。

4	訪問介護事業者ですが、本人が作成したケアプラン（いわゆるセルフケアプラン）に基づき、介護サービスを提供できますか？	生活保護では、居宅介護支援事業者が作成したケアプランに基づいて介護サービスを給付することになります。 これは、ケアプラン作成についての専門的知識を持たない被保護者がケアプランを作成した場合、最低限度の生活の保障の観点から適切でない内容のケアプランが作成されてしまう可能性が高いためです。 この場合は、介護サービスを提供することはできません。
5	居宅介護支援事業者ですが、被保護者から区分支給限度額を超えてサービスを希望がありました。この場合、区分限度額を超えたケアプラン作成をしてもよいですか？	生活保護では、区分限度額で介護サービスを受けなければなりません。 このため、区分支給限度額の範囲でケアプランは作成してください。
6	施設介護事業者ですが、被保護者から個室の利用をしたい旨の申し出がありました。この場合、個室は利用できますか？	施設介護サービスは、原則として多床室以外の利用を認めていません。 ただし、例外的に利用を認める場合もありますので、福祉事務所にご確認ください。
7	ショートステイ事業者ですが、被保護者から個室の利用をしたい旨の申し出がありました。この場合、個室は利用できますか？	ショートステイは、利用者負担第1段階の負担限度額を被保護者が負担する場合には、滞在を認めています。 ただし、被保護者が居住費を負担可能かどうか、福祉事務所に確認の上、利用を開始するようお願いします。
8	被保護者の福祉用具購入や住宅改修に当たって、注意することはありますか？	被保護者本人が福祉事務所に福祉用具購入・住宅改修の申請を行うことになります。 〔※被保護者本人が福祉事務所に申請が出来ない場合には、居宅介護支援事業者等から連絡することも可能です。〕 ①福祉用具販売 生活保護法による指定を受けた事業者に限定されます。 ②住宅改修 被保険者以外の者（介護扶助10割）の場合には、福祉事務所が保険者と同様に事前確認を行うことになります。
9	介護券が毎月発行されますが、留意すべき点がありますか？	介護券は、福祉事務所が被保護者の生活状況を毎月確認した上で発行しています。 そのため、「本人支払額」も変更となる場合がありますので、注意してください。
10	介護券等の被保護者に係る書類の保存期間はありますか？	福祉事務所の過誤申立等の消滅時効が5年であることから、指定介護機関介護担当規程により保存期間は5年間と定められています。

「第3 介護報酬の請求手続」に関するよくある質問

1	介護券がないと、国保連への請求ができないのでしょうか？	介護報酬の請求は、毎月送付される介護券に基づき行うので、当月分の介護券がない場合には請求できません。 この場合には、福祉事務所に連絡してください。
---	-----------------------------	---

2	被保護者の食事・居住費（滞在費）の請求金額は決まっていますか？	被保護者は「利用者負担第1段階」が適用されます。 介護保険の被保険者の場合、介護保険負担限度額認定証を確認の上、請求してください。被保険者以外の者（介護扶助10割）の場合、介護保険法の基準費用額以内の額で請求してください。
3	介護保険の被保険者である被保護者が「介護保険負担限度額認定証」を持っていないようですが、どのようにしたらよいですか？	被保護者であることをもって自動的に減額認定がされることはありません。 このため、被保護者本人が保険者に対して負担限度額認定申請を行う必要があります。 減額認定を受けた場合には、生活保護開始月の初日に遡り、利用者負担第1段階が適用されます。
4	介護扶助で給付対象となっているもののうち、国保連ではなく福祉事務所に直接請求するものはありますか？	福祉事務所に直接請求するものは次のものです。 ①福祉事務所が多床室以外の利用を例外的に認めた場合の居住費（被保険者の場合は負担限度額分） ②被保険者以外の者のショートステイにおける特定入所者介護サービス費相当の食費・滞在費（負担限度額は被保護者負担） ③福祉用具購入・住宅改修・移送費
5	被保護者本人に請求をするものはありますか？	本人に請求するものは次のものです。 ①本人支払額（介護券に記載の額） ②ショートステイの食費のうち負担限度額（300円/日） ③ショートステイの滞在費のうち負担限度額 ④通所系サービスの食費 ⑤小規模多機能型居宅介護の宿泊費及び食費 ⑥日常生活に要する費用（サービスの提供と関係ない実費）
6	介護券に記載されている本人支払額の充当方法はどのようになりますか？	介護サービス費 → 食費・居住費（滞在費）の順で充当してください。 ①被保険者 介護サービス費の利用者負担限度額は15,000円です。 施設サービスを利用している場合で、本人支払額が15,000円を超える場合は、その超えた額を食費・居住費（滞在費）に充当してください。 ②被保険者以外の者（介護扶助10割） 本人支払額の上限額はありません。本人支払額はまず介護サービス費に充当してください。

指定介護機関指定申請書の記載上の留意点

チェック 1 介護保険法の指定介護機関の申請をしているか

介護保険法による指定介護機関（介護老人保健施設は許可）であることが要件となっています。このため、原則として、介護保険法指定後（又は申請書提出後）に申請してください。

チェック 2 新たに申請しようとする事業所が介護保険法による指定を受けたのは平成 26 年 7 月 1 日より前か。

平成 26 年 7 月 1 日以降に介護保険法による指定を受けた介護機関は、原則として生活保護法による指定についてもみなしで指定されます。このため、平成 26 年 7 月 1 日以降に介護保険法による指定を受けた介護機関は、生活保護法による指定の申請は不要です。

ただし、介護保険法の指定を受けた後に、指定不要の申し出をした介護機関について、再度指定を受けようとする場合は申請が必要です。

チェック 3 指定申請書が介護事業者番号（10 桁）ごとになっているか。

同一の施設又は事業所であっても、**介護保険事業者番号（10 桁）が異なる場合は、別事業所扱いとなります。**

開設者が複数の事業所を持つ場合は、開設者が同一であっても事業所ごとに指定申請書を提出する必要があります。

チェック 4 「事業所名称」の欄は、介護保険法で指定された事業所名となっているか。

事業所の名称を省略せず、正式名称を記載してください。

開設者の名称（法人名等）ではありませんので、御留意ください。

チェック 5 「介護保険法指定日」が記載されているか。

みなし指定により指定を受けている場合は、みなし指定の年月日を記載してください。

・介護保険法施行法等でみなし指定があったもの：「12.4.1」又は「18.4.1」等

・医療機関〔（介護予防）訪問看護・（介護予防）訪問リハビリテーション・（介護予防）居宅療養管理指導〕：「12.4.1（医療機関のみなし指定）」又は「18.4.1（介護扶助指定済医療機関のみなし指定）」

チェック 6 「指定を希望する日」に記載があるか。

指定年月日は、介護保険法による指定日以降の日付になります。

チェック 7 「開設者」が法人の場合に、名称が正しいか。

開設者は、医療機関以外は必ず法人となります。管理者等の個人の住所、氏名が記載されていないか確認してください。

住所は介護機関の施設所在地でなく、法人の主たる事務所の所在地となります。

チェック 8 「指定欠格事由」に該当しないことを確認後、☑をしているか。

生活保護法第 54 条の 2 の第 5 項において準用する同法第 49 条の 2 第 2 項第 2 号から第 9 号まで（指定欠格事由）に該当しないことを確認し、□に✓をしてください。これにより、指定欠格事由に該当しない旨を誓約したものとみなします。

なお、指定欠格事由は 26 ページに掲載されています。

チェック 9 実施する事業の種類欄が下記の場合に、入居に係る利用料が住宅扶助により入居できる額であるか。

特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

入居に係る利用料は「住宅扶助により入居できる額」であることが、生活保護法指定介護機関としての指定要件となっています。

◎ 住宅扶助により入居できる額（単身の場合・令和 8 年 10 月 1 日現在）

～～この金額は毎年変動しますので、最新の金額を御確認ください～～

級 地	住宅扶助基準額	特別基準額（1.3 倍）
1 級地	47,700 円	62,000 円
2 級地	43,000 円	56,000 円
3 級地	37,000 円	48,000 円

※特別基準の設定は、被保護者の入所に際し、やむを得ないと認められるものに限定されます。

このため、「サービス費用基準額以外に必要な利用料の額」欄には、「入居に係る利用料」を必ず記載してください。

なお、パンフレット等が添付されていれば、「サービス費用基準額以外に必要な利用料の額」欄に記載は不要です。

チェック 10 実施する事業の種類欄が下記の場合に、居住費・滞在費及び食費が基準を満たしているか。

居住費・滞在費及び食費は、介護保険法で規定する「利用者負担第 1 段階」の「基準費用額」を超える提供はできないこととなっています。

地域密着型介護老人福祉施設・介護老人福祉施設・介護福祉老人保健施設・介護医療院

〔全床個室等の場合も指定は行えますが、生活保護受給者の利用は、利用者負担（負担限度額）が生じる場合には、例外的対応を除き、原則認められません。〕

短期入所生活介護・短期入所療養介護・介護予防短期入所生活介護・介護予防短期入所療養介護

【参考：利用者第１段階の基準費用額〔負担限度額・特定入所者介護サービス費〕】

項 目	区 分	基 準 費用額 (範囲内義務)	負 担 限度額	特定入所者 介護サービス費 〔補足給付〕
食 費		1,545	300	1,245
居住費 (滞在費)	多床室 (特養・地域密着型特養)	915	0	915
	多床室 (老健・介護医療院)	437	0	437
	従来型個室 (特養・地域密着型特養)	1,231	380	851
	従来型個室 (老健・介護医療院)	1,728	550	1,178
	ユニット型個室的多床室	1,728	550	1,178
	ユニット型個室	2,066	880	1,186

指定介護機関 指定申請書

××××年××月××日

記入例

この欄は記入しないでください。

申請者(介護保険事業者の住所、氏名(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称))

住 所 〒360-0037

熊谷市筑波〇―〇―〇

氏 名 株式会社埼玉会 代表取締役 埼玉 太郎

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(第11号)第11条第1項第2号の指定を受けたので、次のとおり指定を申請します。

事業所 名 称	ホームヘルプサービス コバトン	事業所 所在地	〒360-0041 熊谷市宮町〇―〇―〇
介護保険事業者番号	1 1 2 3 4 5 6 7 8 9	管理者氏名	浦和 花子
電話番号	048-△△△-〇〇〇〇		
生活保護法第54条の2の第5項において準用する同法第49条の2第2項第2号から第9号まで(指定欠格事由)に該当しない旨の誓約		☒ 「指定欠格事由」に該当しないことを確認後、 ☒ してください。	

施 設 又 は 実 施 す る 事 業 の 種 類		申請 事業	指定を 希望する日	介護保険法 指定日	施設又は実施する事業の種類		申請 事業	指定を 希望する日	介護保険法 指定日	サービス費用基準額 以外に必要な利用料 の額（※１、※２の 場合に記入）
居 宅 介 護	訪問介護	○	R5.4.1	H26.4.1	介 護 予 防					
	訪問入浴介護	○	R5.4.1	H26.4.1		介護予防 訪問入浴介護	○	R5.4.1	H26.4.1	
	訪問看護					介護予防 訪問看護				
	訪問リハビリテーション					介護予防 訪問リハビリテーション				
	居宅療養管理指導					介護予防 居宅療養管理指導				
	通所介護									
	通所リハビリテーション					介護予防 通所リハビリテーション				
	短期入所生活介護 ※２					介護予防 短期入所生活介護 ※２				
	短期入所療養介護 ※２					介護予防 短期入所療養介護 ※２				
	特定施設入居者生活介護 ※１					介護予防 特定施設入居者生活介護 ※１				
	福祉用具貸与					介護予防 福祉用具貸与				
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護									
	夜間対応型訪問介護									
	認知症対応型通所介護					介護予防 認知症対応型通所介護				
	小規模多機能型居宅介護					介護予防 小規模多機能型居宅介護				
認知症対応型共同生活介護 ※１				介護予防 認知症対応型共同生活介護 ※１						
地域密着型特定施設入居者生活介護 ※１										
複合型サービス										
施 設 介 護	地域密着型介護老人福祉施設 ※２				そ の 他	特定福祉用具販売				食費 円/日
	介護老人福祉施設 ※２					特定介護予防福祉用具販売				
	介護老人保健施設 ※２					居宅介護支援	○	R5.4.1	H26.4.1	
						介護予防支援				

福祉事務所記入欄	福祉事務所(担当)
☐ 必要な項目について、すべて記入されている。 ☐ 指定を希望する日は介護保険法指定日以降の日となっている。	

生活保護法第 54 条の 2 の第 5 項において準用する

同法第 49 条の 2 第 2 項第 2 号から第 9 号まで（指定欠格事由）に該当しない旨の誓約事項

以下の事由に該当する場合は、指定を受けることができません。

（指定欠格事由）

生活保護法第 54 条の 2 の第 5 項において準用する同法第 49 条の 2 第 2 項第 2 号から第 9 号までの規定関係

1 第 2 項第 2 号関係

開設者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過しない。

2 第 2 項第 3 号関係

開設者が、生活保護法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定（※）により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過しない。

※ その他国民の保険医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定

- 1 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- 2 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）
- 3 栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）
- 4 医師法（昭和 23 年法律第 201 号）
- 5 歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）
- 6 保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）
- 7 歯科衛生士法（昭和 23 年法律第 204 号）
- 8 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）
- 9 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）
- 10 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）
- 11 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）
- 12 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）
- 13 薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）
- 14 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）
- 15 理学療法士及び作業療法士法（昭和 40 年法律第 137 号）
- 16 柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）
- 17 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）
- 18 義肢装具士法（昭和 62 年法律第 61 号）
- 19 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）
- 20 精神保健福祉士法（平成 9 年法律第 131 号）
- 21 言語聴覚士法（平成 9 年法律第 132 号）
- 22 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）
- 23 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）
- 24 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）
- 25 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）
- 26 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）
- 27 再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成 25 年法律第 85 号）
- 28 国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号。第 12 条の 4 第 15 項及び第 17 項から第 19 項までの規定に限る。）
- 29 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成 26 年法律第 50 号）
- 30 公認心理師法（平成 27 年法律第 68 号）
- 31 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成 28 年法律第 110 号）
- 32 臨床研究法（平成 29 年法律第 16 号）

3 第 2 項第 4 号関係

都道府県知事が当該指定の取消しの処分理由となった事実その他当該事実に関して開設者が有していた責任の程度を確認した結果、開設者が当該指定の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合を除き、開設者が、生活保護法の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない（取消しの処分に係る行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所、薬局又は訪問看護事業者等の管理者であった者が当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。）。

4 第 2 項第 5 号関係

開設者が、生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第 51 条第 1 項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しない。

5 第 2 項第 6 号関係

開設者が、生活保護法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として都道府県知事が当該開設者に当該検査が行われた日から 10 日以内に、検査日から起算して 60 日以内の特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して 5 年を経過しない。

6 第 2 項第 7 号関係

第 5 号に規定する期間内に生活保護法の規定による指定の辞退の申出があつた場合において、開設者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）が、同号の通知の日前 60 日以内に当該申出に係る病院若しくは診療所、薬局又は訪問看護事業者等の管理者であった者で、当該申出の日から起算して 5 年を経過した。

7 第 2 項第 8 号関係

開設者が、指定の申請前 5 年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした。

8 第 2 項第 9 号関係

当該申請に係る病院若しくは診療所、薬局又は訪問看護事業者等の管理者が第 2 号から前号までのいずれかに該当する。

介護券から施設サービス等介護給付費明細書への転記例

介護保険の被保険者で、令和××年9月1日から介護老人福祉施設（多床室）に入所し、9月12日保護開始。本人支払額が2万円である場合の例。

（特定入所者介護サービス費の費用限度額は、保護決定日の属する月の初日から適用）

毎月異なるので注意して転記してください

生活保護法介護券（令和××年9月分）

生活保護対象期間は19日

公費負担者番号	1 2 1 1 9 9 9 9	有効期間	12日から 30日まで
受給者番号	0 1 0 1 1 9 6	単独・併用別	単 独 ・ 併 用
保険者番号	1 1 3 0 1 9	被保険者番号	0 0 0 0 0 0 1 3 1 4
(フリガナ)	サイタマ イチロウ	生年月日	性 別
氏 名	埼玉 一郎	1. 明・2. 大・③. 昭 10年 9月 2日生	①. 男 2. 女
要介護状態等区分	基本チェックリスト該当・要支援 1・2・要介護 1・2・③・4・5		
認定有効期間	令和××年 2月 1日から		令和××年 1月 31日まで
居 住 地	〇〇市〇〇4-5-67		
指定居宅介護支援事業者・地域包括支援センター名	事業所番号		
指定介護機関名	事業所番号 1 1 7 1 3 9 9 9 9 9 特別養護老人ホーム 彩の国		
居 宅 介 護 介 護 予 防 介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援	☐ 訪問介護 ☐ 訪問入浴介護 ☐ 福祉用具貸与 ☐ 訪問看護 ☐ 訪問リハビリテーション ☐ 通所介護 ☐ 通所リハビリテーション ☐ 居宅療養管理指導 ☐ 短期入所生活介護 ☐ 短期入所療養介護 ☐ 認知症対応型共同生活介護 ☐ 特定施設入居者生活介護 ☐ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ☐ 夜間対応型訪問介護 ☐ 地域密着型通所介護 ☐ 認知症対応型通所介護 ☐ 小規模多機能型居宅介護 ☐ 地域密着型特定施設入居者生活介護	居 宅 介 護 介 護 予 防 介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援	☐ 看護小規模多機能型居宅介護 ☐ 第一号訪問事業 ☐ 第一号通所事業 ☐ 第一号生活支援事業
		施 設 介 護	☒ 介護老人福祉施設 ☐ 介護老人保健施設 ☐ 介護医療院 ☐ 地域密着型介護老人福祉施設
		居 宅 介 護 支 援 介 護 予 防 支 援 介 護 予 防 ・ 日 常 生 活 支 援	☐ 居宅介護支援 ☐ 介護予防支援 ☐ 介護予防ケアマネジメント
		本 人 支 払 額	20,000円
地区担当員名 福祉 一郎		取扱担当者名 彩 福男	
		〇〇市福祉事務所長 印	
備 考	介 護 保 険	あり なし	
	そ の 他		

介護サービス費 15,000 円
食費 5,000 円で充当する

県福祉事務所が発行している生活保護の 介護券 は連名様式です

No. 9999

生活保護法 連名介護券（令和XX年XX月分）

参考
連名介護券

指定介護機関名 ○○○○○○ホームヘルプサービス

（事業者番号 1199999999）

埼玉県○○福祉事務所長

印

（公費負担者番号 12110999）

受給者 番 号	氏 名 (性別)	居 住 地	保 険 者 番 号	要介護状 態等区分	有 効 期 間	介護サービス種類 〔指定居宅介護支援事業者・ 地域包括支援センター名〕 (事 業 者 番 号)	本 人 支払額	地区担 当者名	備 考
	生 年 月 日		被保険者 番 号	認定有効 期 間	単 独・ 併用別	取扱担 当者名			
1234567	○○○○○○○○○○○()	○○郡○○町○○○ 1－2－3 4 5	111234	要介護 1	1日から 31日まで	訪問介護	9,999	○○○○	介 護 保 険 : 無 そ の 他 : 無 ()
	昭和99年12月31日生		H031234567	XX. 11. 01～ XX. 10. 31	単 独	○○○町居宅介護支援事業所 ○○○○○○○○○○○ (1171300999)		○○○○	
234567	○○○○○○○○○○○()	○○郡○○町○○○ 3－4－5 6	2223456	経過的要介護	1日から 31日まで	訪問介護	-----	○○○○	介 護 保 険 : 無 そ の 他 : 無 ()
	昭和99年12月31日生		9934567890	XX. 11. 01～ XX. 10. 31	併 用	○○○町居宅介護支援事業所 ○○○○○○○○○○○ (1171300999)		○○○○	
345678	○○○○○○○○○○○()	○○郡○○町○○○ 4－5－6 7 8	3334567	要支援 1	1日から 31日まで	介護予防訪問介護	-----	○○○○	介 護 保 険 : 無 そ の 他 : 無 ()
	昭和99年12月31日生		9945678901	XX. 4. 01～ XX. 3. 31	併用	○○町地域包括支援センター (1100099999)		○○○○	
456789	○○○○○○○○○○○()	○○郡○○町○○○ 5－6 7 8 9	4445678	要介護 3	1日から 31日まで	訪問介護	-----	○○○○	介 護 保 険 : 無 そ の 他 : 無 ()
	昭和99年12月31日生		H033456789	XX. 11. 01～ XX. 10. 31	単独	○○○町居宅介護支援事業所 ○○○○○○○○○○○			
						◎1枚で最大5人分が記載できる「連名介護券」です。 ◎サービス提供年月ごとに発行されます。 ◎記載されている被保護者が、利用していない場合には、 発行した県福祉事務所まで御連絡ください。 ◎請求方法等は、単独のものと同じです。			

施設サービス等・地域密着型サービス介護給付費明細書
(介護老人福祉施設サービス・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

公費負担者番号	1	2	1	1	9	9	9	9
公費受給者番号	0	1	0	1	1	9	6	

令和	×	×	年	0	9	月	分
保険者番号	1	1	3	0	1	9	

被保険者	被保険者番号	0 0 0 0 0 0 1 3 1 4									
	(フリガナ)	サイタマ イチロウ									
	氏名	埼玉 一郎									
	生年月日	1.明治 2.大正 3.昭和				性別	① 男 2. 女				
	要介護状態区分	要支援・1 ②・3・4・5				旧措置入所者特例	1. 無 2. 有				
	認定有効期間	令和 × × 年 0 2 月 0 1 日 から				令和 × × 年 0 1 月 3 1 日 まで					

請求事業者	事業所番号	1 1 7 1 3 9 9 9 9 9									
	事業所名称	特別養護老人ホーム 彩の国									
	所在地	〒○○○-○○○-○○○ 北足立郡伊奈町××1-2-3									
	連絡先	電話番号 ○○○○-○○-○○○○									

入所年月日	令和 × × 年 0 9 月 0 1 日	退所年月日	令和 年 月 日	入所実日数	3 0	外泊日数	
退所後の状況		① 居宅 2. 介護保険施設 ③ 医療機関入院 4. 死亡 5. その他					

給付費明細欄	サービス内容	サービスコード					単位数			回数 日数	サービス単位数					公費分 回数等	公費対象単位数					摘要				
	福祉施設Ⅱ 4	5	1	1	1	4	5	8	7	1	3	0	2	6	1	3	0	1	9	1	6	5	4	9		
	福祉施設初期加算	5	1	6	4	0	0			3	0	3	0			9	0	0	1	9			5	7	0	
	福祉施設管理栄養士配置加算	5	1	6	2	7	1			1	2	3	0			3	6	0	1	9			2	2	8	
	福祉施設栄養マネジメント加算	5	1	6	2	7	3			1	2	3	0			3	6	0	1	9			2	2	8	
							</																			

区分	保険分	公費分
①単位数合計	2 7 7 5 0	1 7 5 7 5
②単位数単価	1 0 0 0 円/単位	
③給付率	9 0 /100	1 0 0 /100
④請求額 (円)	2 4 9 7 5 0	2 5 7 5
⑤利用者負担額 (円)	1 0 1 7 5	1 5 0 0 0

生活保護受給者のうち被保険者(介護保険併用)は、利用者負担額の上限額が15,000円となっています。介護券に記載された本人支払額が15,000円を超えている場合でも、この欄には15,000円と記載します。

サービス内容	サービスコード	費用単価(円)	負担限度額	日数	費用額(円)	保険分	公費日数	公費分	利用者負担額
福祉施設食費	5 9 5 1 1 1	1 4 4 5	3 0 0	3 0	4 3 3 5 0	3 4 3 5 0	1 9	5 7 0 0	3 3 0 0
福祉施設多床室	5 9 5 1 2 4	8 5 5	0 3 0	2 5 6 5 0	2 5 6 5 0	0	0	0	0
合計					6 9 0 0 0			5 7 0 0	3 3 0 0
					保険者分請求額(円)	6 0 0 0 0	公費分請求額	7 0 0	公費分本人負担月額 5 0 0 0

社会福祉法人等による軽減欄	軽減率	%	受領すべき利用者負担の総額(円)	軽減額(円)	軽減後利用者負担額(円)	備考
51	施設介護サービス費					
54	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護					

介護券本人支払額 - 施設介護費 = 介護サービス費本人負担額 = 公費分合計 - 公費分請求額
20,000円 - 15,000円 = 5,000円 = 5,700円 - 700円

1 枚中 1 枚目

ケアプラン作成依頼文書の例

〒000-0000 ○○市○○-○○ 〔 居宅介護支援事業者 地域包括支援センター 〕 様	○ ○第 年 月 日 号						
○○市福祉事務所長							
生活保護法による介護扶助における居宅介護支援計画（介護予防支援計画 ・介護予防ケアマネジメントに基づくプラン）の作成について（依頼）							
以下の者の居宅介護支援計画（介護予防支援計画・介護予防ケアマネジメントに基づくプラン）の作成を依頼します。 作成に当たっては、生活保護法の趣旨並びに介護扶助の介護方針及び介護報酬を踏まえて作成してください。 なお、以下の者が、障害者総合支援法による介護給付費などの給付を受ける場合は、介護扶助において給付できる居宅介護（介護予防、介護予防・生活支援サービス事業）サービスの上限額は、要介護状態等区分に基づく居宅介護（介護予防、介護予防・生活支援サービス事業）サービス費等区分支給限度額から障害者総合支援法による介護給付費等の給付額を控除した額となりますので、留意してください。 生活保護法介護券については、介護扶助決定後に送付します。							
氏 名	() 性 別						
生 年 月 日	大正・昭和 年 月 日						
居 住 地							
要介護状態等区分							
有 効 期 間	年 月 日から 年 月 日まで						
備 考	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">介護保険</td> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;">な し</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">障害者総合支援法による 介護給付費など</td> <td style="text-align: center; padding: 5px;">あ り</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"> 給付額 単位 ※ 介護サービスの給付上限額は、 単位となります。 </td> </tr> </table>	介護保険	な し	障害者総合支援法による 介護給付費など	あ り		給付額 単位 ※ 介護サービスの給付上限額は、 単位となります。
	介護保険	な し					
	障害者総合支援法による 介護給付費など	あ り					
	給付額 単位 ※ 介護サービスの給付上限額は、 単位となります。						
【連絡先】 ○○市福祉事務所 〒000-0000 ○○市○○-○○ TEL：000-0000-0000 FAX：000-0000-0000 担当：保護係 ○○ ○○							

被保護者異動連絡表の送付

様式第 1 号

番
日
号
付

〇〇（指定居宅介護支援事業者） 殿

〇〇福祉事務所長

被保護者異動連絡表の送付について

別紙「被保護者異動連絡表」に掲げる方は、生活保護法による介護扶助を受給中または申請中の方で貴事業所に居宅サービス計画の作成を依頼中または依頼される予定の方です。

これらの方の居宅サービス計画作成に当たっては、生活保護法の趣旨並びに介護扶助の介護の方針及び介護の報酬を踏まえて作成いただくとともに、毎月の居宅サービス計画を作成したとき及び月中途中で変更したときには、その都度、居宅サービス計画の写しを当福祉事務所あて送付いただきますようお願いいたします。

なお、当福祉事務所が貴事業所から居宅サービス計画の写しの交付を受けることについては、別添のとおり本人の同意を得ております。

被 保 護 者 異 動 連 絡 票

〇 〇 福 祉 事 務 所

氏 名	年 齢	住 所	被保険者番号	新規、継続の 別	中止事由の 異動内容※	異動年月日	備 考
				1. 保護申請中 2. 保護継続	1. 保護却下、 停・廃止 2. 施設入所		
				1. 保護申請中 2. 保護継続	1. 保護却下、 停・廃止 2. 施設入所		
				1. 保護申請中 2. 保護継続	1. 保護却下、 停・廃止 2. 施設入所		
				1. 保護申請中 2. 保護継続	1. 保護却下、 停・廃止 2. 施設入所		
				1. 保護申請中 2. 保護継続	1. 保護却下、 停・廃止 2. 施設入所		
				1. 保護申請中 2. 保護継続	1. 保護却下、 停・廃止 2. 施設入所		
				1. 保護申請中 2. 保護継続	1. 保護却下、 停・廃止 2. 施設入所		
				1. 保護申請中 2. 保護継続	1. 保護却下、 停・廃止 2. 施設入所		

(注) ※欄の中止事由について該当する方については、今後居宅サービス計画の写しの送付は不要です。

様式第2号

同 意 書

介護扶助の決定に必要があるときは、私が居宅サービス計画の作成を依頼している居宅介護支援事業者に対し、私の居宅サービス計画の内容に関する報告を求めることに同意します。

年 月 日

住所
氏名

〇〇福祉事務所長 様

様式第3号

同 意 書

生活保護法による介護扶助の申請・受給に必要なため、私の居宅サービス計画の写しを〇〇福祉事務所長に対し交付することに同意します。

年 月 日

住所
氏名

印

〇〇（指定居宅介護支援事業者） 様

住宅扶助基準額（令和8年10月1日現在）

～～金額及び級地区分は変動しますので、最新のものを御確認ください～～

級 地	住宅扶助基準額	特別基準額
1 級地	47,700円	62,000円
2 級地	43,000円	56,000円
3 級地	37,000円	48,000円

級地区分（埼玉県内）

区 分	市 名	町 村 名
1 級地－1 (2市)	川口市 さいたま市	
1 級地－2 (6市)	所沢市 朝霞市 蕨 市 和光市 戸田市 新座市	
2 級地－1 (14市1町)	川越市 狭山市 越谷市 桶川市 三郷市 熊谷市 上尾市 入間市 八潮市 ふじみ野市 春日部市 草加市 志木市 富士見市	三芳町
3 級地－1 (18市9町)	行田市 加須市 羽生市 久喜市 坂戸市 日高市 秩父市 本庄市 鴻巣市 北本市 幸手市 吉川市 飯能市 東松山市 深谷市 蓮田市 鶴ヶ島市 白岡市	伊奈町 嵐山町 宮代町 毛呂山町 小川町 杉戸町 越生町 鳩山町 松伏町
3 級地－2 (12町1村)		滑川町 ときがわ町 長瀨町 美里町 寄居町 川島町 横瀬町 小鹿野町 神川町 吉見町 皆野町 東秩父村 上里町

※ 生活保護法指定介護機関（特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護）の指定対象となる家賃相当の利用料は、原則、住宅扶助基準額を適用しています。

ただし、被保護者の入所に際して、福祉事務所が真にやむを得ないと認めるものについては、特別基準額（住宅扶助基準額の1.3倍額）の範囲内で入居可能な場合に適用します。

埼玉県内の福祉事務所一覧（市福祉事務所及び県福祉事務所） 令和8年10月現在

市 福 祉 事 務 所		
市 名	所 在 地	電 話 番 号
熊谷市	熊谷市宮町 2-47-1	048(524)1111
行田市	行田市本丸 2-5	048(556)1111
秩父市	秩父市熊木町 8-15	0494(22)2211
所沢市	所沢市並木 1-1-1	04(2998)9201
飯能市	飯能市双柳 1-1	042(973)2111
加須市	加須市三俣 2-1-1	0480(62)1111
本庄市	本庄市本庄 3-5-3	0495(25)1111
東松山市	東松山市松葉町 1-1-58	0493(23)2221
春日部市	春日部市中央 7-2-1	048(736)1111
狭山市	狭山市入間川 1-23-5	04(2953)1111
羽生市	羽生市東 6-15	048(561)1121
鴻巣市	鴻巣市中央 1-1	048(541)1321
深谷市	深谷市仲町 11-1	048(571)1211
上尾市	上尾市本町 3-1-1	048(775)5111
草加市	草加市高砂 1-7-36 NTT ビル 1 階	048(922)1245
蕨市	蕨市中央 5-14-15	048(432)3200
戸田市	戸田市上戸田 1-18-1	048(441)1800
入間市	入間市豊岡 1-16-1	04(2964)1111
朝霞市	朝霞市本町 1-1-1	048(463)1111
志木市	志木市中宗岡 1-1-1	048(473)1111
和光市	和光市広沢 1-5	048(464)1111
新座市	新座市野火止 1-1-1	048(477)1111
桶川市	桶川市泉 1-3-28	048(786)3211
久喜市	久喜市下早見 85-3	0480(22)1111
北本市	北本市本町 1-111	048(591)1111
八潮市	八潮市中央 1-2-1	048(996)2111
富士見市	富士見市鶴馬 1800-1	049(251)2711
三郷市	三郷市花和田 648-1	048(953)1111
蓮田市	蓮田市黒浜 2799-1	048(768)3111
坂戸市	坂戸市千代田 1-1-1	049(283)1331
幸手市	幸手市天神島 1030-1	0480(42)8435
鶴ヶ島市	鶴ヶ島市三ツ木 16-1	049(271)1111
日高市	日高市南平沢 1020	042(989)2111
吉川市	吉川市きよみ野 1-1	048(982)5111
ふじみ野市	ふじみ野市福岡 1-1-1	049(261)2611
白岡市	白岡市千駄野 432	0480(92)1111

県福祉事務所（下段は所管町村名）		
名称	所 在 地	電 話 番 号
東部中央	春日部市大沼 1-76	048(737)2132
伊奈町（北足立郡）・松伏町・杉戸町（北葛飾郡） 宮代町（南埼玉郡）		
西部	坂戸市石井 2327-1	049(283)6780
毛呂山町・越生町・三芳町（入間郡） 滑川町・嵐山町・小川町・川島町・吉見町 ときがわ町・鳩山町（比企郡）東秩父村（秩父郡）		
北部	本庄市前原 1-8-12	0495(22)0101
美里町・神川町・上里町（児玉郡）寄居町（大里郡）		
秩父	秩父市桜木町 8-18	0494(22)6228
横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町（秩父郡）		

さいたま市（政令市）の福祉事務所		
西	西区西大宮 3-4-2	048(620)2654
北	北区宮原町 1-852-1	048(669)6054
大宮	大宮区吉敷町 1-124-1	048(646)3054
見沼	見沼区堀崎町 12-36	048(681)6054
中央	中央区下落合 5-7-10	048(840)6054
桜	桜区道場 4-3-1	048(856)6164
浦和	浦和区常盤 6-4-4	048(829)6121
南	南区別所 7-20-1	048(844)7164
緑	緑区中尾 975-1	048(712)1164
岩槻	岩槻区本町 3-2-5	048(790)0156

川越市（中核市）の福祉事務所		
川越市	川越市元町 1-3-1	049(224)8811

越谷市（中核市）の福祉事務所		
越谷市	越谷市越ヶ谷 4-2-1	048(964)2111

川口市（中核市）の福祉事務所		
川口市	川口市青木 2-1-1	048(258)1110

生活保護法（抄）

制定：昭和25年5月4日 法律第144号

（この法律の目的）

第1条 この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長することを目的とする。

（種類）

第11条 保護の種類は、次のとおりとする。

- 一 生活扶助
- 二 教育扶助
- 三 住宅扶助
- 四 医療扶助
- 五 介護扶助
- 六 出産扶助
- 七 生業扶助
- 八 葬祭扶助

2 前項各号の扶助は、要保護者の必要に応じ、単給又は併給として行われる。

（介護扶助）

第15条の2 介護扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要介護者（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者をいう。第3項において同じ。）に対して、第1号から第4号まで及び第9号に掲げる事項の範囲内において行われ、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない要支援者（同条第4項に規定する要支援者をいう。以下この項及び第6項において同じ。）に対して、第5号から第9号までに掲げる事項の範囲内において行われ、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない居宅要支援被保険者等（同法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。）に相当する者（要支援者を除く。）に対して、第8号及び第9号に掲げる事項の範囲内において行われる。

- 一 居宅介護（居宅介護支援計画に基づき行うものに限る。）
- 二 福祉用具
- 三 住宅改修
- 四 施設介護
- 五 介護予防（介護予防支援計画に基づき行うものに限る。）
- 六 介護予防福祉用具
- 七 介護予防住宅改修
- 八 介護予防・日常生活支援（介護予防支援計画又は介護保険法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業による援助に相当する援助に基づき行うものに限る。）
- 九 移送

2 前項第1号に規定する居宅介護とは、介護保険法第8条第2項に規定する訪問介護、同条第3項に規定する訪問入浴介護、同条第4項に規定する訪問看護、同条第5項に規定する訪問リハビリテーション、同条第6項に規定する居宅療養管理指導、同条第7項に規定する通所介護、同条第8項に規定する通所リハビリテーション、同条第9項に規定する短期入所生活介護、同条第10項に規定する短期入所療養介護、同条第11項に規定する特定施設入居者生活介護、同条第12項に規定する福祉用具貸与、同条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護、同条第16項に規定する夜間対応型訪問介護、同条第17項に規定する地域密着型通所介護、同条第18項に規定する認知症対応型通所介護、同条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護、同条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護、同条第21項に規定する地域密着型特定施設入居者生活介護及び同条第23項に規定する複合型サービス並びにこれらに相当するサービスをいう。

3 第1項第1号に規定する居宅介護支援計画とは、居宅において生活を営む要介護者が居宅介護その他居宅において日常生活を営むために必要な保健医療サービス及び福祉サービス（以下この項において「居宅介護等」という。）の適切な利用等を行うことができるようにするための当該要介護者が利用する居宅介護等の種類、内容等を定める計画をいう。

4 第1項第4号に規定する施設介護とは、介護保険法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人

福祉施設入所者生活介護、同条第 27 項に規定する介護福祉施設サービス、同条第 28 項に規定する介護保健施設サービス及び同条第 29 項に規定する介護医療院サービスをいう。

- 5 第 1 項第 5 号に規定する介護予防とは、介護保険法第 8 条の 2 第 2 項に規定する介護予防訪問入浴介護、同条第 3 項に規定する介護予防訪問看護、同条第 4 項に規定する介護予防訪問リハビリテーション、同条第 5 項に規定する介護予防居宅療養管理指導、同条第 6 項に規定する介護予防通所リハビリテーション、同条第 7 項に規定する介護予防短期入所生活介護、同条第 8 項に規定する介護予防短期入所療養介護、同条第 9 項に規定する介護予防特定施設入居者生活介護、同条第 10 項に規定する介護予防福祉用具貸与、同条第 13 項に規定する介護予防認知症対応型通所介護、同条第 14 項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護及び同条第 15 項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護並びにこれらに相当するサービスをいう。
- 6 第 1 項第 5 号及び第 8 号に規定する介護予防支援計画とは、居宅において生活を営む要支援者が介護予防その他身体上又は精神上的の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について常時介護を要し、又は日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に資する保健医療サービス及び福祉サービス（以下この項において「介護予防等」という。）の適切な利用等を行うことができるようにするための当該要支援者が利用する介護予防等の種類、内容等を定める計画であつて、介護保険法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターの職員のうち同法第 8 条の 2 第 16 項の厚生労働省令で定める者が作成したものをいう。
- 7 第 1 項第 8 号に規定する介護予防・日常生活支援とは、介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号イに規定する第 1 号訪問事業、同号ロに規定する第 1 号通所事業及び同号ハに規定する第 1 号生活支援事業による支援に相当する支援をいう。

（実施機関）

第 19 条（略）

- 3 第 30 条第 1 項ただし書の規定により被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託した場合又は第 34 条の 2 第 2 項の規定により被保護者に対する次の各号に掲げる介護扶助を当該各号に定める者若しくは施設に委託して行う場合においては、当該入所又は委託の継続中、その者に対して保護を行うべき者は、その者に係る入所又は委託前の居住地又は現在地によつて定めるものとする。

（生活扶助の方法）

第 31 条（略）

- 3 居宅において生活扶助を行う場合の保護金品は、世帯単位に計算し、世帯主又はこれに準ずる者に対して交付するものとする。但し、これによりがたいときは、被保護者に対して個々に交付することができる。
- 4 地域密着型介護老人福祉施設（介護保険法第 8 条第 22 項に規定する地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）、介護老人福祉施設、介護老人保健施設（同条第 28 項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。）又は介護医療院（同条第 29 項に規定する介護医療院をいう。以下同じ。）であつて第 54 条の 2 第 1 項の規定により指定を受けたもの（同条第 2 項本文の規定により同条第 1 項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）において施設介護を受ける被保護者に対して生活扶助を行う場合の保護金品を前項に規定する者に交付することが適当でないときその他保護の目的を達するために必要があるときは、同項の規定にかかわらず、当該地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護老人福祉施設の長又は当該介護老人保健施設若しくは介護医療院の管理者に対して交付することができる。

（介護扶助の方法）

- 第 34 条の 2 介護扶助は、現物給付によつて行うものとする。ただし、これによることができないとき、これによることが適当でないとき、その他保護の目的を達するために必要があるときは、金銭給付によつて行うことができる。
- 2 前項に規定する現物給付のうち、居宅介護、福祉用具の給付、施設介護、介護予防、介護予防福祉用具及び介護予防・日常生活支援（第 15 条の 2 第 7 項に規定する介護予防・日常生活支援をいう。第 54 条の 2 第 1 項において同じ。）の給付は、介護機関（その事業として居宅介護を行う者及びその事業として居宅介護支援計画（第 15 条の 2 第 3 項に規定する居宅介護支援計画をいう。第 54 条の 2 第 1 項及び別表第二において同じ。）を作成する者、その事業として介護保険法第 8 条第 13 項に規定

する特定福祉用具販売を行う者（第 54 条の 2 第 1 項及び別表第二において「特定福祉用具販売事業者」という。）、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院、その事業として介護予防を行う者及びその事業として介護予防支援計画（第 15 条の 2 第 6 項に規定する介護予防支援計画をいう。第 54 条の 2 第 1 項及び別表第二において同じ。）を作成する者、その事業として同法第 8 条の 2 第 11 項に規定する特定介護予防福祉用具販売を行う者（第 54 条の 2 第 1 項及び別表第二において「特定介護予防福祉用具販売事業者」という。）並びに介護予防・日常生活支援事業者（その事業として同法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号に規定する第 1 号事業を行う者をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）であつて、第 54 条の 2 第 1 項の規定により指定を受けたもの（同条第 2 項本文の規定により同条第 1 項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）にこれを委託して行うものとする。

（指定医療機関の義務）

第 50 条 第 49 条の規定により指定を受けた医療機関（以下「指定医療機関」という。）は、厚生労働大臣の定めるところにより、懇切丁寧に被保護者の医療を担当しなければならない。

2 指定医療機関は、被保護者の医療について、厚生労働大臣又は都道府県知事の行う指導に従わなければならない。

（変更の届出等）

第 50 条の 2 指定医療機関は、当該指定医療機関の名称その他厚生労働省令で定める事項に変更があつたとき、又は当該指定医療機関の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10 日以内に、その旨を第 49 条の指定をした厚生労働大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

（指定の辞退及び取消し）

第 51 条 指定医療機関は、30 日以上予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

2 指定医療機関が、次の各号のいずれかに該当するときは、厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定医療機関が、第 49 条の 2 第 2 項第 1 号から第 3 号まで又は第 9 号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 指定医療機関が、第 49 条の 2 第 3 項各号のいずれかに該当するに至つたとき。

三 指定医療機関が、第 50 条又は次条の規定に違反したとき。

四 指定医療機関の診療報酬の請求に関し不正があつたとき。

五 指定医療機関が、第 54 条第 1 項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 指定医療機関の開設者又は従業者が、第 54 条第 1 項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定医療機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定医療機関の開設者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

七 指定医療機関が、不正の手段により第 49 条の指定を受けたとき。

八 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、指定医療機関が、被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十 指定医療機関の管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前 5 年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

（診療方針及び診療報酬）

第 52 条 指定医療機関の診療方針及び診療報酬は、国民健康保健の診療方針及び診療報酬の例による。

2 前項に規定する診療方針及び診療報酬によることのできないとき、及びこれによることを適当としないうときの診療方針及び診療報酬は、厚生労働大臣の定めるところによる。

(医療費の審査及び支払)

- 第 53 条 都道府県知事は、指定医療機関の診療内容及び診療報酬の請求を随時審査し、且つ、指定医療機関が前条の規定によつて請求することのできる診療報酬の額を決定することができる。
- 2 指定医療機関は、都道府県知事の行う前項の決定に従わなければならない。
- 3 都道府県知事は、第 1 項の規定により指定医療機関の請求することのできる診療報酬の額を決定するに当つては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和 23 年法律第 129 号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるものの意見を聴かななければならない。
- 4 都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村は、指定医療機関に対する診療報酬の支払に関する事務を、社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- 5 第 1 項の規定による診療報酬の額の決定については、審査請求をすることができない。

(報告等)

第 54 条 都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事）は、医療扶助に関して必要があると認めるときは、指定医療機関若しくは指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）に対して、必要と認める事項の報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定医療機関の開設者若しくは管理者、医師、薬剤師その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは当該指定医療機関について実地に、その設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

(介護機関の指定等)

- 第 54 条の 2 厚生労働大臣は、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院について、都道府県知事は、その他の地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院、その事業として居宅介護を行う者若しくはその事業として居宅介護支援計画を作成する者、特定福祉用具販売事業者、その事業として介護予防を行う者若しくはその事業として介護予防支援計画を作成する者、特定介護予防福祉用具販売事業者又は介護予防・日常生活支援事業者について、この法律による介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成、介護予防福祉用具又は介護予防・日常生活支援の給付を担当させる機関を指定する。
- 2 介護機関について、別表第二の第一欄に掲げる介護機関の種類に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる指定又は許可があつたときは、その介護機関は、その指定又は許可の時に前項の指定を受けたものとみなす。ただし、当該介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。）が、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、別段の申出をしたときは、この限りではない。
- 3 第 1 項の規定により指定を受けた介護機関であつて別表第二の第二欄に掲げる指定又は許可を受けたもの（前項本文の規定により第 1 項の指定を受けたものとみなされたものを含む。以下この項、次項及び第七項において「別表第二指定介護機関」という。）に係る第 1 項の指定は、当該別表第二指定介護機関が同表の第三欄に掲げる場合に該当するときは、その効力を失う。
- 4 第 2 項の規定により第 1 項の指定を受けたものとみなされた別表第二の第一欄に掲げる介護機関に係る同項の指定は、当該介護機関が同表の第四欄に掲げる場合に該当するときは、その該当する期間、その効力（それぞれ同欄に掲げる介護保険法の規定による指定又は許可の効力が停止された部分に限る。）を停止する。
- 5 第 49 条の 2（第 2 項第 1 号を除く。）の規定は、第 1 項の指定（介護予防・日常生活支援事業者に係るものを除く。）について、第 50 条から前条までの規定は、同項の規定により指定を受けた介護機関（第 2 項本文の規定により第 1 項の指定を受けたものとみなされたものを含む、同項の指定を受けた介護予防・日常生活支援事業者（第 2 項本文の規定により第 1 項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）を除く。）について準用する。この場合において、第 50 条及び第 50 条の 2 中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、第 51 条第 1 項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関（地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設に係るものを除く。）」と、同条第 2 項、第 52 条第 1 項及び第 53 条第 1 項から第 3 項までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同項中「社会保険診療報酬支払基金法（昭和 23 年法律第 129 号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険法に定める介護給付費等審査委員会」と、同条第 4 項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と、前条第 1 項中「指定医療機

関」とあるのは「指定介護機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 6 第49条の2第1項及び第3項の規定は、第1項の指定（介護予防・日常生活支援事業者に係るものに限る。）について、第50条、第50条の2、第51条（第2項第1号、第8号及び第10号を除く。）、第52条から前条までの規定は、第1項の規定により指定を受けた介護機関（同項の指定を受けた介護予防・日常生活支援事業者（第2項本文の規定により第1項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）に限る。）について準用する。この場合において、第49条の2第1項及び第3項中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第50条第1項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同条第2項及び第50条の2中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「厚生労働大臣又は都道府県知事」とあるのは「都道府県知事」と、第51条第1項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同条第2項中「指定医療機関が、次の」とあるのは「指定介護機関が、次の」と、「厚生労働大臣の指定した医療機関については厚生労働大臣が、都道府県知事の指定した医療機関については都道府県知事が」とあるのは「都道府県知事は」と、同項第2号から第7号まで及び第9号、第52条第1項並びに第53条第1項から第3項までの規定中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、同項中「社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）に定める審査委員会又は医療に関する審査機関で政令で定めるもの」とあるのは「介護保険法に定める介護給付費等審査委員会」と、同条第4項中「指定医療機関」とあるのは「指定介護機関」と、「社会保険診療報酬支払基金又は厚生労働省令で定める者」とあるのは「国民健康保険団体連合会」と、前条第1項中「都道府県知事（厚生労働大臣の指定に係る指定医療機関については、厚生労働大臣又は都道府県知事）」とあるのは「都道府県知事」と、「指定医療機関若しくは指定医療機関」とあるのは「指定介護機関若しくは指定介護機関」と、「命じ、指定医療機関」とあるのは「命じ、指定介護機関」と、「当該指定医療機関」とあるのは「当該指定介護機関」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 7 別表第二指定介護機関について、別表第二の第五欄に掲げる届出があつたときは、当該届出に係る事由のうち第5項において準用する第50条の2の規定による届出をすべき事由に相当するものに基づく届出があつたものとみなす。

別表第2（第54条の2関係）

その事業として居宅介護を行う者又は特定福祉用具販売事業者	介護保険法第41条第1項本文の指定	同法第75条第2項の規定による指定居宅サービスの事業の廃止があつたとき、同法第77条第1項若しくは第115条の35第6項の規定による同法第41条第1項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第70条の2第1項の規定により同法第41条第1項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第77条第1項又は第115条の35第6項の規定による同法第41条第1項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
	介護保険法第71条第1項の規定により同法第41条第1項本文の指定があつたものとみなされた居宅サービスに係る同項本文の指定	同法第75条第2項の規定による指定居宅サービスの事業の廃止があつたとき、同法第77条第1項若しくは第115条の35第6項の規定による同法第41条第1項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第70条の2第1項若しくは第71条第2項の規定により同法第41条第1項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第77条第1項又は第115条の35第6項の規定による同法第41条第1項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。

介護保険法第 72 条第 1 項の規定により同法第 41 条第 1 項本文の指定があつたものとみなされた居宅サービスに係る同項本文の指定	同法第 75 条第 2 項の規定による指定居宅サービスの事業の廃止があつたとき、同法第 77 条第 1 項若しくは第 115 条の 35 第 6 項の規定による同法第 41 条第 1 項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第 70 条の 2 第 1 項若しくは第 72 条第 2 項の規定により同法第 41 条第 1 項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第 77 条第 1 項又は第 115 条の 35 第 6 項の規定による同法第 41 条第 1 項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
介護保険法第 42 条の 2 第 1 項本文の指定（同法第 8 条第 22 項に規定する地域密着型介護老人福祉施設に係る指定及び同法第 78 条の 15 第 2 項に規定する指定期間開始時有効指定を除く。）	同法第 78 条の 5 第 2 項の規定による指定地域密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法第 78 条の 10 の規定による同法第 42 条の 2 第 1 項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第 78 条の 12 において読み替えて準用する同法第 70 条の 2 第 1 項の規定により同法第 42 条の 2 第 1 項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第 78 条の 10 の規定による同法第 42 条の 2 第 1 項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
介護保険法第 78 条の 12 において読み替えて準用する同法第 71 条第 1 項の規定により同法第 42 条の 2 第 1 項本文の指定があつたものとみなされた地域密着型サービスに係る同項本文の指定（同法第 8 条第 22 項に規定する地域密着型介護老人福祉施設に係る指定及び同法第 78 条の 15 第 2 項に規定する指定期間開始時有効指定を除く。）	同法第 78 条の 5 第 2 項の規定による指定地域密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法第 78 条の 10 の規定による同法第 42 条の 2 第 1 項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第 78 条の 12 において読み替えて準用する同法第 70 条の 2 第 1 項若しくは第 71 条第 2 項の規定により同法第 42 条の 2 第 1 項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第 78 条の 10 の規定による同法第 42 条の 2 第 1 項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
介護保険法第 78 条の 12 において読み替えて準用する同法第 72 条第 1 項の規定により同法第 42 条の 2 第 1 項本文の指定があつたものとみなされた地域密着型サービスに係る同項本文の指定（同法第 8 条第 22 項に規定する地域密着型介護老人福祉施設	同法第 78 条の 5 第 2 項の規定による指定地域密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法第 78 条の 10 の規定による同法第 42 条の 2 第 1 項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第 78 条の 12 において読み替えて準用する同法第 70 条の 2 第 1 項若しくは第 72 条第 2 項の規定により同法第 42 条の	同法第 78 条の 10 の規定による同法第 42 条の 2 第 1 項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。

	に係る指定及び同法第78条の15第2項に規定する指定期間開始時有効指定を除く。)	2第1項本文の指定の効力が失われたとき。	
	介護保険法第78条の13第1項の規定により公募により行う同項に規定する市町村長指定区域・サービス事業所に係る同法第42条の2第1項本文の指定	同法第78条の17の規定により読み替えて適用する同法第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法第78条の17の規定により読み替えて適用する同法第78条の10の規定による同法第42条の2第1項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第78条の15第1項の規定により同法第42条の2第1項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第78条の17の規定により読み替えて適用する同法第78条の10の規定による同法第42条の2第1項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
	介護保険法第78条の15第2項に規定する指定期間開始時有効指定	同法第78条の5第2項の規定による指定地域密着型サービスの事業の廃止があつたとき、同法第78条の10の規定による同法第42条の2第1項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第78条の15第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定により同法第42条の2第1項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第78条の10の規定による同法第42条の2第1項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
その事業として居宅介護支援計画を作成する者	介護保険法第46条第1項の指定	同法第82条第2項の規定による指定居宅介護支援の事業の廃止があつたとき、同法第84条第1項の規定による同法第46条第1項の指定の取消しがあつたとき、又は同法第79条の2第1項の規定により同法第46条第1項の指定の効力が失われたとき。	同法第84条第1項の規定による同法第46条第1項の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
地域密着型介護老人福祉施設	介護保険法第42条の2第1項本文の指定	同法第78条の8の規定による同法第42条の2第1項本文の指定の辞退があつたとき、同法第78条の10の規定による同法第42条の2第1項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第78条の12において読み替えて準用する同法第70条の2第1項の規定により同法第42条の2第1項本文の指定の効	同法第78条の10の規定による同法第42条の2第1項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。

		力が失われたとき。	
介護老人福祉施設	介護保険法第 48 条第 1 項第 1 号の指定	同法第 91 条の規定による同法第 48 条第 1 項第 1 号の指定の辞退があつたとき、同法第 92 条第 1 項若しくは第 115 条の 35 第 6 項の規定による同号の指定の取消しがあつたとき、又は同法第 86 条の 2 第 1 項の規定により同号の指定の効力が失われたとき。	同法第 92 条第 1 項又は第 115 条の 35 第 6 項の規定による同法第 48 条第 1 項第 1 号の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
介護老人保健施設	介護保険法第 94 条第 1 項の許可	同法第 99 条第 2 項の規定による介護老人保健施設の廃止があつたとき、同法第 104 条第 1 項若しくは第 115 条の 35 第 6 項の規定により同法第 94 条第 1 項の許可の取消しがあつたとき、又は同法第 94 条の 2 第 1 項の規定により同法第 94 条第 1 項の許可の効力が失われたとき。	同法第 104 条第 1 項又は第 115 条の 35 第 6 項の規定による同法第 94 条第 1 項の許可の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
介護医療院	介護保険法第 107 条第 1 項の許可	同法第 113 条第 2 項の規定による介護医療院の廃止があつたとき、同法第 114 条の 6 第 1 項若しくは第 115 条の 35 第 6 項の規定により同法第 107 条第 1 項の許可の取消しがあつたとき、又は同法第 108 条第 1 項の規定により同法第 107 条第 1 項の許可の効力が失われたとき。	同法第 114 条の 6 第 1 項又は第 115 条の 35 第 6 項の規定による同法第 107 条第 1 項の許可の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
その事業として介護予防を行う者又は特定介護予防福祉用具販売事業者	介護保険法第 53 条第 1 項本文の指定	同法第 115 条の 5 第 2 項の規定による指定介護予防サービスの事業の廃止があつたとき、同法第 115 条の 9 第 1 項若しくは第 115 条の 35 第 6 項の規定による同法第 53 条第 1 項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第 115 条の 11 において読み替えて準用する同法第 70 条の 2 第 1 項の規定により同法第 53 条第 1 項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第 115 条の 9 第 1 項又は第 115 条の 35 第 6 項の規定による同法第 53 条第 1 項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
	介護保険法第 115 条の 11 において読み替えて準用する同法第 71 条第 1 項の規定により同法第 53 条第 1 項本文の指	同法第 115 条の 5 第 2 項の規定による指定介護予防サービスの事業の廃止があつたとき、同法第 115 条の 9 第 1 項若しくは同法第 115 条の 35	同法第 115 条の 9 第 1 項又は第 115 条の 35 第 6 項の規定による同法第 53 条第 1 項本文の指定の全部又は一部の効

	定があつたものとみなされた介護予防サービスに係る同項本文の指定	第 6 項の規定による同法第 53 条第 1 項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第 115 条の 11 において読み替えて準用する同法第 70 条の 2 第 1 項若しくは第 71 条第 2 項の規定により同法第 53 条第 1 項本文の指定の効力が失われたとき。	力の停止があつたとき。
	介護保険法第 115 条の 11 において読み替えて準用する同法第 72 条第 1 項の規定により同法第 53 条第 1 項本文の指定があつたものとみなされた介護予防サービスに係る同項本文の指定	同法第 115 条の 5 第 2 項の規定による指定介護予防サービスの事業の廃止があつたとき、同法第 115 条の 9 第 1 項若しくは同法第 115 条の 35 第 6 項の規定による同法第 53 条第 1 項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第 115 条の 11 において読み替えて準用する同法第 70 条の 2 第 1 項若しくは第 72 条第 2 項の規定により同法第 53 条第 1 項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第 115 条の 9 第 1 項又は第 115 条の 35 第 6 項の規定による同法第 53 条第 1 項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
	介護保険法第 54 条の 2 第 1 項本文の指定	同法第 115 条の 15 第 2 項の規定による指定地域密着型介護予防サービスの事業の廃止があつたとき、同法第 115 条の 19 の規定による同法第 54 条の 2 第 1 項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第 115 条の 21 において準用する同法第 70 条の 2 第 1 項の規定により同法第 54 条の 2 第 1 項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第 115 条の 19 の規定による同法第 54 条の 2 第 1 項本文の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
その事業として介護予防支援計画を作成する者	介護保険法第 58 条第 1 項の指定	同法第 115 条の 25 第 2 項の規定による指定介護予防支援の事業の廃止があつたとき、同法第 115 条の 29 の規定による同法第 58 条第 1 項の指定の取消しがあつたとき、又は同法第 115 条の 31 において準用する同法第 70 条の 2 第 1 項の規定により同法第 58 条第 1 項の指定の効力が失われたとき。	同法第 115 条の 29 の規定による同法第 58 条第 1 項の指定の全部又は一部の効力の停止があつたとき。
介護予防・日常生活支援事業者	介護保険法第 115 条の 45 の 3 第 1 項の指定	同法第 115 条の 45 の 9 の規定による同法第 115 条の 45 の 3 第 1 項の指定の取消しがあつたとき、又は同法第	同法第 115 条の 45 の 9 の規定による同法第 115 条の 45 の 3 第 1 項の指定の全部又は一部の効

		115条の45の6第1項の規定により同法第115条の45の3第1項の指定の効力が失われたとき。	力の停止があつたとき。
--	--	---	-------------

生活保護法施行令（抄）

制定：昭和25年5月20日 政令第148号

（介護扶助に関する読替え）

第6条 法第54条の2第5項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第50条	の医療	の介護
第51条第2項第1号	第49条の2第2項第1号から第3号	第49条の2第2項第2号又は第3号
第51条第2項第4号	診療報酬	介護の報酬
第51条第2項第5号	診療録、帳簿書類	帳簿書類
第51条第2項第9号及び第10号	医療に	介護に
第52条第1項	診療方針及び診療報酬 国民健康保険	介護の方針及び介護の報酬 介護保険
第52項第2項	診療方針及び診療報酬	介護の方針及び介護の報酬
第53条第1項	診療内容及び診療報酬 診療報酬の額	介護サービスの内容及び介護の報酬 介護の報酬の額
第53条第3項から第5項まで	診療報酬の	介護の報酬の
第54条第1項	医療扶助 開設者若しくは管理者、医師、薬剤師 診療録、帳簿書類	介護扶助 開設者 帳簿書類

生活保護法施行規則（抄）

制定：昭和25年5月20日 厚生省令第21号

（指定の申請）

第10条の6 法第54条の2第5項において準用する第49条の2第1項の規定により指定介護機関の指定を受けようとする地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院の開設者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該施設の所在地を管轄する地方厚生局長に提出しなければならない。

- 一 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院の施設の種類並びに名称及び所在地
- 二 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者の氏名、生年月日及び住所
- 三 当該申請に係る地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院が、介護保険法第42条の2第1項若しくは第48条第1項第1号の指定又は同法第94条第1項若しくは第107条第1項の許可を受けている場合は、その旨
- 四 誓約事項
- 五 その他必要な事項

2 法第54条の2第5項において準用する第49条の2第4項において準用する同条第一項又は法第54条の2第6項において準用する同条第1項の規定により指定介護機関の指定を受けようとする介護機関の開設者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を当該介護機関の所在地（その事業として居宅介護を行う者（以下「居宅介護事業者」という。）にあつては当該申請に係る居宅介護事業（居宅介護を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「居宅介護事業所」という。）の所在地、その事業として居宅介護支援計画を作成する者（以下「居宅介護支援事業者」という。）にあつては当該申請に係る居宅介護支援事業（居宅介護支援計画を作成する事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「居宅介護支援事業所」という。）の所在地、特定福祉用具販売事業者（法第34条の2第2項に規定する特定福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。）にあつては、当該申請に係る特定福祉用具販売事業（介護保険法第8条第13項に規定する特定福祉用具販売を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「特定福祉用具販売事業所」という。）の所在地、その事業として介護予防を行う者（以下「介護予防事業者」という。）にあつては当該申請に係る介護予防事業（介護予防を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「介護予防事業所」という。）の所在地、その事業として法第15条の2第6項に規定する介護予防支援計画を作成する者（以下「介護予防支援事業者」という。以下同じ。）にあつては当該申請に係る介護予防支援事業（介護予防支援計画を作成する事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「介護予防支援事業所」という。）の所在地、特定介護予防福祉用具販売事業者（法第34条の2第2項に規定する特定介護予防福祉用具販売事業者をいう。以下同じ。）にあつては当該申請に係る特定介護予防福祉用具販売事業（介護保険法第8条の2第11項に規定する特定介護予防福祉用具販売を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「特定介護予防福祉用具販売事業所」という。）の所在地、介護予防・日常生活支援事業者（法第34条の2第2項に規定する介護予防・日常生活支援事業者をいう。以下同じ。）にあつては当該申請に係る介護予防・日常生活支援事業（介護保険法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業を行う事業をいう。以下同じ。）を行う事業所（以下「介護予防・日常生活支援事業所」という。）の所在地（次条において同じ。))を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設又は介護医療院にあつては、当該施設の種類並びに名称及び所在地
- 二 介護機関の開設者の氏名、生年月日、住所及び職名又は名称
- 三 介護機関の管理者の氏名、生年月日及び住所
- 四 居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防事業者、介護予防支援事業者、特定介護予防福祉用具販売事業者又は介護予防・日常生活支援事業者にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地、当該申請に係る事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該申請に係る事業所において行う事業の種類
- 五 当該申請に係る介護機関が、介護保険法第41条第1項、第42条の2第1項、第46条第1項、第48条第1項第1号、第53条第1項、第54条の2第1項、第58条第1項若しくは第115条の45の3第1項の指定又は同法第94条第1項若しくは第107条第1項の許可を受けている場合は、その旨
- 六 誓約事項

七 その他必要な事項

(指定介護機関の指定に係る介護機関の別段の申出)

第10条の7 法第54条の2第2項 ただし書の規定による別段の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を当該介護機関の所在地を管轄する都道府県知事（国の開設した介護老人保健施設にあつては、当該施設の所在地を管轄する地方厚生局長）に提出することにより行うものとする。

- 一 介護機関の名称及び所在地
- 二 介護機関の開設者及び管理者の氏名及び住所
- 三 当該申出に係る施設又は事業所において行う事業の種類
- 四 法第54条の2第2項 本文に係る指定を不要とする旨

(保護の実施機関の意見聴取)

第11条 法第49条、第54条の2第1項若しくは第55条第1項又は第49条の3第1項の規定により都道府県知事が、指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関の指定又は指定医療機関の指定の更新をするに当たっては、当該指定に係る病院若しくは診療所又は薬局、介護機関又は助産師若しくは施術者の所在地又は住所地（指定訪問看護事業者等にあつては第10条第2項の申請に係る訪問看護ステーション等の所在地又は居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防事業者、介護予防支援事業者、特定介護予防福祉用具販売事業者若しくは介護予防・日常生活支援事業者にあつては第10条の6第2項の申請に係る居宅介護事業所、居宅介護支援事業所、特定福祉用具販売事業所、介護予防事業所、介護予防支援事業所、特定介護予防福祉用具販売事業所若しくは介護予防・日常生活支援事業所の所在地）の保護の実施機関の意見を聴くことができる。

(指定の告示)

第12条 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第55条の3(同条第1号の場合に限る。)の規定により告示する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 指定年月日
- 二 病院、診療所若しくは薬局又は地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設若しくは介護医療院にあつてはその名称及び所在地
- 三 指定訪問看護事業者等又は居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防事業者、介護予防支援事業者、特定介護予防福祉用具販売事業者若しくは介護予防・日常生活支援事業者にあつてはその名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定に係る訪問看護ステーション等又は居宅介護事業所、居宅介護支援事業所、特定福祉用具販売事業所、介護予防事業所、介護予防支援事業所、特定介護予防福祉用具販売事業所若しくは介護予防・日常生活支援事業所の名称及び所在地
- 四 助産師又は施術者にあつてはその氏名及び住所（助産所又は施術所を開設している助産師又は施術者にあつてはその氏名並びに助産所又は施術所の名称及び所在地）

(変更等の届出)

第14条 法第50条の2（法第54条の2第5項及び第6項並びに第55条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。）に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第49条の指定医療機関の指定を受けた医療機関であつて、国の開設した病院若しくは診療所又は薬局にあつては第10条第1項各号（第4号を除く。）に掲げる事項とし、それ以外の病院若しくは診療所（指定訪問看護事業者等を含む。）又は薬局にあつては第10条第2項各号（第8号を除く。）に掲げる事項とし、法第54条の2第1項の指定介護機関の指定を受けた介護機関であつて、国の開設した地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設にあつては第10条の6第1項各号（第4号を除く。）に掲げる事項とし、それ以外の介護機関にあつては同条第2項各号（第6号を除く。）に掲げる事項とし、法第55条第1項の指定助産機関又は指定施術機関の指定を受けた助産師又は施術者にあつては第10条の8第1項第1号及び第3号に掲げる事項（次頁第1号において「届出事項」という。）とする。

2 法第50条の2の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した届書を提出することにより行うものとする。

- 一 届出事項に変更があつたときは、変更があつた事項及びその年月日

- 二 事業を廃止し、休止し、又は再開するときは、その旨及びその年月日
- 3 前項の規定による厚生労働大臣又は都道府県知事への届出（指定介護機関並びに指定助産機関及び指定施術機関に係るものを除く。）は、同時に保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令第8条第1項又は第2項の規定による届出を行おうとする場合には、当該届出に係る病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する地方厚生局等を経由して行うことができる。この場合においては、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令第8条第1項又は第2項の規定による届出に係る書面に併記して行うものとする。
- 4 指定医療機関、指定介護機関、指定助産機関又は指定施術機関（以下「指定医療機関等」という。）は、医療法（昭和23年法律第205号）第24条、第28条若しくは第29条、健康保険法第95条、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第72条第4項、第75条第1項若しくは第75条の2第1項、医師法（昭和23年法律第201号）第7条第1項若しくは第2項、歯科医師法（昭和23年法律第202号）第7条第1項若しくは第2項、介護保険法第77条第1項、第78条の10第1項、第84条第1項、第92条第1項、第101条、第102条、第103条第3項、第104条第1項、第114条第1項、第115条の9第1項、第115条の19第1項、第115条の29第1項若しくは第115条の35第6項、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第14条第1項、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第9条第1項若しくは第11条第2項又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第8条第1項若しくは第22条に規定する処分を受けたときは、その旨を記載した届書により、10日以内に、法第49条又は第54条の2第1項又は第55条第1項の指定をした地方厚生局長又は都道府県知事に届け出なければならない。

（変更等の告示）

第14条の2 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第55条の2（第2号の場合に限る。）の規定により告示する事項は、第12条第2号から第4号までに掲げる事項とする。

（指定の辞退）

- 第15条** 法第51条第1項（法第54条の2第5項及び第6項並びに第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による指定の辞退は、その旨を記載した届書を、法第49条、第54条の2第1項又は第55条第1項の指定をした地方厚生局長又は都道府県知事に提出することにより行うものとする。
- 2 前項の規定による地方厚生局長又は都道府県知事への届出（指定介護機関並びに指定助産機関及び指定施術機関に係るものを除く。）は、同時に健康保険法第79条第1項の規定により保険医療機関又は保険薬局の指定を辞退しようとする場合には、当該辞退の申出に係る病院若しくは診療所又は薬局の所在地を管轄する地方厚生局等を経由して行うことができる。この場合においては、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令第10条第1項の規定による申出に係る書面に併記して行うものとする。

（辞退等に関する告示）

第16条 厚生労働大臣又は都道府県知事が法第55条の3（第3号及び第4号の場合に限る。）の規定により告示する事項は、第12条第2号から第4号までに掲げる事項とする。

（情報の提供の求め）

第16条の2 都道府県知事は、地方厚生局長又は地方厚生支局長に対し、法第49条の指定、法第49条の3第1項の指定の更新又は法第51条第2項の指定の取消し若しくは効力の停止を行うために必要な情報の提供を求めることができる。

指定介護機関介護担当規程

制定：平成12年3月31日 厚生省告示第191号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条第1項の規定により、指定介護機関介護担当規程を次のように定め、平成12年4月1日から適用する。

（指定介護機関の義務）

第1条 指定介護機関は、生活保護法に定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、介護を必要とする被保護者（以下「要介護者」という。）の介護を担当しなければならない。

（提供義務）

第2条 指定介護機関は、保護の実施機関から要介護者の介護の委託を受けたときは、当該要介護者に対する介護サービスの提供を正当な事由がなく拒んではならない。

（介護券）

第3条 指定介護機関は、要介護者に対し介護サービスを提供するに当たっては、当該要介護者について発給された介護券が有効であることを確かめなければならない。

（援助）

第4条 指定介護機関は、要介護者に対し自ら適切な介護サービスを提供することが困難であると認めたときは、速やかに、要介護者が所定の手続をすることができるよう当該要介護者に対し必要な援助を与えなければならない。

（証明書等の交付）

第5条 指定介護機関は、その介護サービスの提供中の要介護者及び保護の実施機関から生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

（介護記録）

第6条 指定介護機関は、要介護者に関する介護記録に、介護保険の例によって介護サービスの提供に関し必要な事項を記載し、これを他の介護記録と区別して整備しなければならない。

（帳簿）

第7条 指定介護機関は、介護サービスの提供及び介護の報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から5年間保存しなければならない。

（通知）

第8条 指定介護機関は、要介護者について次のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、速やかに、意見を付して介護券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

- 1 要介護者が正当な理由なくして、介護サービスの提供に関する指導に従わないとき。
- 2 要介護者が詐欺その他の不正な手段により介護サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。

生活保護法第 54 条の 2 第 5 項において準用する 同法第 52 条第 2 項の規定による介護の方針及び介護の報酬

〔制定：平成 12 年 4 月 19 日 厚生省告示第 214 号〕
〔改正：令和 6 年 3 月 29 日 厚生労働省告示第 180 号〕

生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 52 条第 2 項の規定に基づき、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 52 条第 2 項の規定による介護の方針及び介護の報酬を次のように定め、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

- 1 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 37 号)第 127 条第 3 項第 3 号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第 145 条第 3 項第 3 号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 2 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 34 号)第 136 条第 3 項第 3 号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 3 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 39 号)第 9 条第 3 項第 3 号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 4 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 40 号)第 11 条第 3 項第 3 号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
- 5 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する規準(平成 30 年厚生労働省令第 5 号)第 14 条第 3 項第 3 号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
- 6 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 35 号)第 135 条第 3 項第 3 号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第 190 条第 3 項第 3 号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 7 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 51 条の 3 第 1 項に規定する特定入所者に対しては、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の基準費用額又は同項第 2 号に規定する居住費の基準費用額を超える費用を要する食事又は居室の提供は、行わない。
- 8 介護保険法第 51 条の 3 第 5 項に基づき特定入所者介護サービス費の支給があったものとみなされた場合にあつては、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の負担限度額又は同項第 2 号に規定する居住費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。
- 9 介護保険法第 61 条の 3 第 1 項に規定する特定入所者に対しては、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の基準費用額又は同項第 2 号に規定する滞在費の基準費用額を超える食事又は居室の提供は、行わない。
- 10 介護保険法第 61 条の 3 第 5 項に基づき特定入所者支援サービス費の支給があったものとみなされた場合にあつては、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の負担限度額又は同項第 2 号に規定する滞在費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。

生活保護法指定介護機関の手引

令和8年 10 月発行

編集・発行 埼玉県福祉部社会福祉課
医療保護・生活困窮者支援担当

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

電 話 048-830-3282 (直通)

FAX 048-830-4782

E-mail a3270-01@pref.saitama.lg.jp